祭礼を飾るもの

つ物の成立と伝播

論 文要旨

 \equiv

一つ物の成立と伝播 一つ物の諸事例 一つ物の研究史

再考する。一つ物は平安末期に畿内の祭礼において、 物は、中世祭祀組織や宮座が解体・変質すると多くのものは消えていった。一 法会芸能から各地へ、天台―日吉社系の神事芸能構成の一つとして、あるいは 春日・祇園・稲荷・今宮・日吉などの祭にある。一つ物は中世に畿内の祭礼・ 芸能の構成に組み入れられることによって成立した。その成立の場は、宇治 舞・獅子舞・十列・巫女神楽・相撲・競馬・流鏑馬という当時の典型的な祭礼 ヨリマシ 八幡社放生会系の神事芸能構成の一つとして伝播した。 各地に土着 し た 一つ 物はもともと若者や大人も勤め、その生命は意外性や目立つ趣向にあった。 つ物と称する稚児や人形がお渡りする祭礼がある。従来民俗学ではこれを 本稿では近畿・九州地方の事例を中心に検討することによって一つ物を 一つ物は祭という同一の形が繰り返される行為のなかで、芸もなくマ (憑坐・依坐)・ヨリシロ(憑代・依代)と解釈してきた。 馬長(童)が田楽・王の それに対

味があるのではないか。一つ物の本質は、渡り物・神幸・神の みゆ き **り順序の意味もあり、一番最初にお渡りをする、一番目立つ、という二つの意** 生の平安期の祭礼において、すでに神輿とともに登場している。神学的にいう より憑坐と解釈された。一つ物の本質が、本来の俗(渡り物 の一種)から 賑であったので行列に参加する宗教的意味は希薄で、 り)・渡御・行列(パレード)における風流なのである。 くてはならないのだろうか。「一つ物」の「一つ」は、数詞とともに一番と なら神は神輿にのって御旅所にお渡りするのに、何故別に憑坐に神を憑らせな ンネリ化がすすみ多くのものは飽きられて消えていった。 (神霊の憑坐)へと解釈されていき現在の定説となっている。一つ物はそ の 発 人形が動員されることによってのみ愛でられ命脈を保ち得た。一つ物は元来神 近代になって民俗学者に そのなかで、 稚児や 渡 聖

原 敏 男

福

一一つ物の研究史

に以下のように記されている。 る事例が幾つか存在する。この一つ 物と いう語 は『日本国語大辞典』 神事祭礼の渡り物、神幸に一つ物と称する人または人形がお渡りをす

野更埴市屋代の日吉神社の祭りなど類例が多い。羽をつけ、馬にのるものが多い。京都市の宇治離宮明神還幸祭、長祭礼の時神霊をかたどって渡御に参加する童子、白衣白袴に山鳥の

始めよう。 始めよう。 があることにして、先ず一つ物の全体像、輪郭を描くことから だまでは確実に一つ物が登場していたのである。各事例については後に では確実に一つ物が登場していたが、後者には神霊をかたどって白衣白袴 の一つ物の姿を見出すことができなかった。しかし、この祭には江戸時 の一の物の姿を見出すことがある。前者大幣神事には一つ物と呼ばれてい

る次の定義であろう。 る次の定義であろう。 るという定説が確立されている。最もまとまっているのは萩原龍夫によのヨリマシ(憑坐・依坐・尸童)、ヨリシロ(憑代・依代)、神座としてのヨリマシ(憑坐・依坐・尸童)、ヨリシロ(憑代・依代)、神座としてのヨリマシ(憑坐・依坐・尸童)、ヨリシロ(憑代・依代)、神座としてのいる次の定義であろう。

児を出すことで、平安朝でもまず同じであろう。多くは顔に粉飾し、「一物」(ひとつもの)というのは、祭礼の渡御に当って盛装した稚

は盛装する所からよばれた名である。があるのは注意を要する。勅使・行事・カゲシ(勘解由使?)などた)が、似た役を出すのに「お一つ馬」「一本萱」などとよぶ土地らかでない(紀伊続風土記の編者は、かけ替えの無い役の故だとしらかでない(紀伊続風土記の編者は、かけ替えの無い役の故だとしらかでない(紀伊続風土記の編者は、かけ替えの無い役の故だとし、近盛装する所からよばれた名である。

り物という特色を示すものである。 萩原の定義は解釈を交 えず に、稚児・化粧・装束(頭に戴く羽)・乗

つ物の成立と展開を中世史家としての炯眼をもって考察しており、一つ永島福太郎、橋本裕之によって総論的研究が進展した。特に、永島は一さて、一つ物の研究史は既に八○数年の歴史を持ち、ここ数年東条寛

物の史的研究における到達点を示している。

造物第一番渡之、」とある祭礼行列先頭の一つ物に注目し、 録』寛正六年(一四六五)九月二七日条の春日若宮祭礼の記事に「一物 る場面に出てくる百番の一つ物の解明に努力している。 平盛衰記の、 (一九○八)「百番の一つ物に就て」を発表している。氏は平家物語、(4) 未だこの絵巻研究が十分に進んでいなかったこともあり、 いる城南院祭は今日同絵巻第一三巻と比定されており、 一つ物を、このような一つ物という造物を百番奉ると解釈した。 「年中行事絵巻」の城南院の祭図を一つ物と比定した。 一つ物に最初に取り組んだと思われるのは松本愛重で、 御二条関白師通の母が、日吉社に関白の病気平愈を祈誓す しかし、 氏は『蔭涼軒日 そこには氏が 氏が指摘して 先の百番の 明治四 源 年

う。 う。 がとしている動物花樹等の造り物の傘を差した馬上の児はみられない。 う。 う。

物を祭の中心とする論を展開していく。
た。以後、憑坐論を基調に『日本の祭』・『氏子と氏神』において、一つに掲載された松本論文の一つ物風流説を継承せず、神霊の憑坐と解釈しつ物に言及している。柳田はその六年前に喜田貞吉編集『歴史地理』誌柳田国男は、大正三年(一九一四)「片葉蘆考」で熊野速玉神社の一

になった、と論じた。 に仕える者の標号となり、後世神の冥助を蒙らんがため用いられるよう源と展開を論じている。一つ物が、始めは鳥の羽を挿して神を降ろし神で笠に挿した山鳥の羽に不思議な力が宿ることをベースに、一つ物の始中山太郎は大正七年(一九一八)「一つ物」、「一つ物の研究」におい中山太郎は大正七年(一九一八)「一つ物」、「一つ物の研究」におい

こ数年では、東条寛による和歌山県粉河祭における一つ物研究が詳細で(9)戦後、一つ物を総論的に扱ったものは前掲萩原の研究のみである。こ

意味は憑坐であり、

春日若宮祭の一つ物五騎は、

春日四所明神と若宮

つ物はその先駆や供奉の役割に堕していく。

えられる。」として、一つ物に風流以上の宗教性を見出している。解できない伝承を持つことが多く、その役割はむしろ宗教的なものと考なしに祭礼がはじまらないとされるなど、単に風流の一つとしては、理なのに祭礼がはじまらないとされるなど、単に風流の一つとしては、理新宮の速玉神社の一つ物の事例を援用しながら、柳田以来の定説を踏襲ある。氏は個別事例研究のみでなく、宇治県神社の大幣神事や和歌山県

した。 って、 長とよばれるようになる。より豪華で立派な神輿や山車が導入されると 物の呼称はしばらく消えてしまい、 流行)の卓抜な造形として一つ物は発祥した。白河院政の敬神崇仏によ 御子神(若宮)信仰の勃興がある。その結果かたちづくられた祭礼 の背景として以下のように論じる。当時の思潮として、神仏習合および 園御霊会の馬長童が迎えられ、 であり、さらに宇治離宮祭は祇園御霊会に倣ったと考えられるから、 明神祭や春日若宮祭に求め、春日若宮祭は宇治離宮明神祭を模したもの(エロ) 大な意味を有するものとして新たに創始されたものである、とした。 はそのまま重ならず、一つ物は宇治離宮祭において少数であることに重 永島は、一つ物の発祥を長承・保延年間(一一三〇年代)の宇治離宮 祇園御霊会の馬長は五○騎を超える中右記の記事もあり、一つ物と 祇園御霊会や宇治離宮祭が盛大化したことも一つ物の展開を助長 しかし、宇治離宮明神祭と春日若宮祭のいずれにおいても、一つ 春日若宮祭にも流入した、という。ただ 祇園御霊会の馬長に影響を受けて馬 そ 祇

永島においても、

それを表している。はアンテナ、木履は電気絶縁体、御幣をかざる憑りまし」とする比喩が社との五祭神の憑坐であるとする。一つ物がつける「山鳥の尾を飾る笠

る_{[2} で風流の花形として盛行の時期を迎えたことは確かだとしても、 風流の精神をつたえる素人の最たる童児が勤める、と永島説を踏襲する。 をおいた風潮の端的な現れとして院政期の祭礼にはじめてその姿を現し、 に示しているのである。結論部分においては一つ物を「巧まずして生ま 成を内容とする祭礼において独立した芸能のかたちを獲得したとする 着してから以後のことに限られていることから、王の舞が一連の芸能構 かし、一方で橋本は植木行宣による王の舞発生論(王の舞に関する史料(3) もにある程度まで定型的な芸能構成をかたちづくっていった」とする。 なったところ―憑坐といった民俗的な次元を含めて―に淵源を持ってお たように、一つ物もまた平安期の宇治や春日の祭礼ではない「どこか異 祥までもそこに還元するのは問題の矮小化を促す危険性があると提言す れでる味わいを愛でる芸能」の代表とし、人の目を驚かせることに主眼 説)を引用して、一つ物についてもそれが当てはまるという見解も同時 『原一つ物』(福原の造語)の可能性を残すべきだ、という論である。 橋本は、一つ物の発生に関して、宇治離宮明神祭や春日若宮祭あたり それが祭礼芸能の一還として再編成され、王の舞や獅子舞などとと 例えば、王の舞が本来は舞楽・伎楽に由来する外来系の芸能であっ 王の舞・田楽・獅子舞を核にした一連の芸能構成が祭礼のなかに定 、その発 ι

ことにより一つ物の本質に迫ることを目的とする。呈し、過度な神聖性を付加して解釈することをやめ、各事例を検討する

一 一つ物の諸事例

会の馬長はこのように記されている。 一つ物研究の前提として、馬長との関係について触れておかなければ 一つ物研究の前提として、馬長との関係について触れておかなければ 一つ物研究の前提として、馬長との関係について触れておかなければ 一つ物研究の前提として、馬長との関係について触れておかなければ

十四日庚辰 祇園御靈會、祗園會事

小舍人童令乘馬長、

童裝束、女郎花狩襖袴、

山吹打衣、

藍摺帷、毛沓

馬、白葦毛、移鞍、鞍敷、 物具如常、綾蘭笠、桔梗腰差、花薄樣扇、

櫳二人、香裏白狩襖袴、白帷

童未召仕、仍用左衞門佐童

又礲二人用同隨身、

人召具云々、件祿一段、垸飯等調給了、雜色九人、取恪勤輩中、衣裳尋常者等召具之、

以上の研究史を踏まえて、本稿は、一つ物を憑坐とする解釈に疑義を

馬長の成立と展開については五味文彦の「馬長と馬上」が詳細であり、帷・毛沓・綾藺笠、桔梗腰差花、花薄様扇という華やかさであった。小舎人童が馬長であり、その装束は女郎花狩襖袴・山吹 打衣、藍擢

その論旨は以下の通りである

朝廷の三つの沙汰によって運営されることになり、 図らせた。 年(一一五七)、朝廷は馬長騎進が不可能な所から洛中の富家に 馬 上役 は南北朝期まで維持される。 (祭礼執行費用である馬上銭)を差し定め、 院北面の馬長調進も恒例化し祇園祭は華麗を極める。保元乱後の保元二 騎進が命ぜられ以後平安・鎌倉期を通じて維持された。これと並んで、 年(一一二四)御霊会において内・院を始めとする諸所殿上人に馬長の た。 その間を繋ぐのが馬長童である「蔵人町童部」を中心とする京童であっ 的に関わっていった。また、それは同時に都市民側の王権への期待で、 心になされ、これにより摂関家によって忌避された御霊会に王権が積極 い手であった。 の蔵人所も調進にあたっていた。御霊会にむけての馬長調進は天皇を中 進された。その蔵人所は内(天皇)の蔵人所ばかりでなく、外(院宮家) は蔵人所を中心に寄せられ、そこに仕えている小舎人童などが選ばれ騎 朝廷は一一世紀初頭より祇園御霊会に馬長を寄せることになり、 彼らは、 翌年には朝廷からも馬長が寄せられ、 京における情報・祭礼の方法に通じ、うわさ(妖言)の担 院政期に入ると、院は御霊会に積極的に関与し、天治元 費用を負担させ祭の興行 祇園祭は神人・馬上・ この体制は基本的に 馬長 を

関ロ力は、馬長の登場を「稲荷・祇園が平行的に祭を盛大化するのに

ている。(ほ)、朝廷側が慰撫的に対応策として案出した措置」と推定したことに対し、朝廷側が慰撫的に対応策として案出した措置」と推定したことに対し、現らくは宮廷に対し賀茂・松尾等と等しく官使の派遣を要請し伴ない、恐らくは宮廷に対し賀茂・松尾等と等しく官使の派遣を要請し

明した。 神を迎える都市住民の側にあって、馬上を差し神事を主宰したことを究 園祭も都市住民の祭としてその時代特有の特質があることを解明した。 つまり、馬上役負担者を四条を中心とする特定地域の住人(祭礼敷地住 祭の対比を明確化した。瀬田は、 とし、山鉾=町を主体とする祭、神輿渡御・馬上鉾=神社を主体とする 仕した者たちを、祇園社神人を中心とする祇園・山門に関わる身分集団 上役制の成立と変質を論じた。氏は「洛中富家」とよばれて馬上役を動 神輿渡御に付随する馬上鉾に注目し、 人)とする一方で、差定する側の祇園社内部にも注目し、 て一」が蓄積されている。 成立と変質―」、瀬田勝哉「中世祇園会の一考察 ― 馬上役 制を めぐ 神事頭役制である馬上役については、 脇田は山鉾渡御以前から存在する神社中心の 馬上役制を通して、 それらの神事負担方式としての馬 脇田晴子 「中世の祇園会―その 山鉾渡御以前の祇 御旅所神主が

集団(株座的)から選ばれた頭人・頭屋より出るものである。多額の費京童などであり、後者の馬長は宮座的祭祀組織に結集した特権的有徳者役制へと史的変遷を遂げていった。前二者の馬長童は蔵人町童部であるの天皇=蔵人所を中心とした馬長調進、院権力を中心とした祇園祭の主以上、先学により馬長の変遷を整理すると、馬長は一一世紀初頭より以上、先学により馬長の変遷を整理すると、馬長は一一世紀初頭より

っていったことと思われる。 富家」のアイデンティティーを象徴しており、馬長はますます華麗にな用がかかる頭役を舗設するところから、彼らに選び出された童は「洛中

(5) 馬長の風流過差はしばしば批判の対象となり、寛喜三年(一二三一)

一 可停止稻荷・日吉祭、祇園御靈會過差事、の新制では取締りの対象になっている。

(中略)((中略))

雖似神事祀敬、偏爲皇家之損耗、永從嚴禁、勿底憲怠慢、仰、馬長馬上之結構、神寶神物之過差、或裝色×之綾羅、或鏤種×之珍寶、凡下、經營之趣、自然之費也、村民不可好過差、社家又不可令精好、出自稻荷・日吉・祇園三社祭時、以潤屋之賤民、差本社之祭頭、稱之馬上、出自

٤ 島のみであり、 事例を排除するとの批判が予想できる。 この姿勢に対して、 馬長の史料は膨大であり、 と考える。 会の馬長は規模が大きいであろうが、形態的には宇治や春日とも同じ物 宇治において独自に変容し、春日に伝播したと論じた。(タヒ) 馬長童の紅引倍木、生絹単衣の着用が普通であったことがわかる。 法住寺殿に近接した地に、 絵画史料で他の一つ物史料と比較して比定できる場合に限定した。 問題は馬長と一つ物の関係である。従来これに言及したのは永 しかし、 氏は祇園会の馬長が宇治離宮明神祭に流入したと考え、 馬長=一つ物ではなく、一つ物は馬長に包括される。 史料上一つ物となくとも一つ物の特色を備えている 本節で検討するのは史料上一つ物とある場合 永暦元年(一一六〇)創祀した今(新) 一例をあげると、後白河院が御 確かに祇園御霊 日

鎌倉初期成立の『参軍要略抄』には新日吉祭の馬長についてこのように(⑵)より新日吉祭が挙行され、朝廷・院・諸貴族から馬長が騎進されている。(⑴)吉社の祭である。応保二年(一一六二)四月三〇日、後白河院の沙汰に

馬長事

記されている。

水于狩襖挤。(中略)雜色平礼乱緒挟尻、今宮祭馬長同前五月九日也便施不及撰人沙汰欤。 後白河院御時予数度勤之 綾蘭笠、指山尾装束、色在心、豅也但施不及撰人沙汰欤。 後白河院御時予数度勤之 綾蘭笠、指山尾装束、色在心、豅桓侯北面之輩、近年又新日吉祭、北面人中可然之五位・衛府 検非違使 所令勤仕

外観は変わらないであろうが、 黄記』宝治元年(一二四七)にはそれに流鏑馬が加わった芸能構成が整 降には小五月会に王の舞、 帯剣の出で立ちである。後白河院以降、 うに限定しなければ、 を得ることができなかった。その場合の馬長は対象にできない。 て五月九日に年中行事化 する。『猪隈関白記』正治元年(一一九九)以 いうより馬長論になってしまうからである。 っていく。この事例など本節で取り上げる祇園御霊会や稲荷祭の馬長と 馬長は綾藺笠、 山尾(山鳥尾か)を装束に挿し、 新日吉社の如き事例は数多く、 獅子、 史料・画証上、一つ物と認識できる情報 田楽、 新日吉社の祭礼は小五月会とし 里神楽の芸能が散見でき、『葉 腰に薄様の花を挿し 本稿は一つ物論と そのよ

→ 日吉社の事例

(一○九五)三月、母堂師実夫人が日吉社に密かに参 籠し「百番の芝田『平家物語』巻一願立の章に、関白師通が病床に臥し た時、嘉保二年

講……」等々を立願して叡山の宥恕を請うたといい、『源平盛衰記』に 楽 もほぼ同様な物語がある。 百番のひとつもの、競馬・流鏑馬・相撲をのくて百番、 百座の仁王

構成の一つとして一つ物が立願されていることに注目する。 景には日吉社で行われていた祭礼芸能があろう。私はむしろ一連の芸能 我子の命を日吉山王に祈誓しているのである。数が多いほど御利益が多 が百番とある点である。しかし、後者の理由は当たらない。師通の母が するに足らぬとして、その理由を二つあげる。嘉保元年が一つ物成立史(3) いのであって、芝田楽・競馬・流鏑馬・相撲なども百番とあり、この背 からすると尚早である点、本来なら少数(ひとつ)であるはずの一つ物 永島はこれを『平家物語』の作者が往昔を推測した筆になるから信頼

ていた記載がある。 祇園社の馬上役に先んじている。また、叡山における田楽は『山家要略』 していた。日吉社の小五月会馬上役の公認は保延四年(一一三八)で、(※) ざる者の積極的意欲的な動きを把握吸収し祭礼の差定圏を拡大しようと 差定に関わる訴訟を根拠に、日吉社は神事頭役勤仕において神民にあら 瀬田勝哉の研究によると、長治三年(一一〇六)日吉社愛知新宮祭の 伝承とはいえ承暦二年(一○七八)正月七日に小比叡宝前で行われ

お渡りにみえる。正治元年(一一九九)四月二二日藤原定家は日吉社 以上は情況証拠にすぎないが、日吉社の祭祀における一つ物が山王祭 奉幣し、 翌二三日山王祭を見物している。

世三月、 天晴、 早旦乘輿行杲云棧敷、午後漸渡、巫等往反了後行列云々、

> 馬、御子云々、次御輿、七祉、次巫等渡了、馬、中七以後、次御輿、七祉、次巫等渡了、 所司僧窮美麗過差、次五綱一人 常色、三綱行列、次社司束帶供奉、二宮執行並 綱一物、双傷云々、 次今年經師等依別願乘一物云々、 祝等、相具黃衣法師二人、神主相具三人禰冝、今年依老屈自閑路參云々、次神 次稱馬頭四人許行列、 次

う馬頭が四人お渡りしている。 趣味を垣間見せる註である。一つ物の後にはそれを調進する頭人であろ 僧綱と一物との間のことか、争論刃傷に及ぶとあり、 先頭に僧綱とともに登場する一物には、 僧綱同士のことか、 叡山僧の稚児愛玩 は

あるい

はできない。本節最後に一つ物の残像を近世の祭祀史料に探ってみたい。 仰や祭祀は、各地に日吉社・天台型の祭祀構成として伝播し、 日、三院児の桟敷入に「凡三院兒棧敷入有」之、則公人前駈、次小童子一 おくべきであり、語り物の世界を伝承外的客観性からのみ葬り去ること ような背景からも、一つ物の源流の一つを日吉に求める可能性を残して 日吉社・天台系の祭祀構成のなかで中世初期以降広まっていった。 に日吉社の祭祀があったことを推測させる。後述する各地の一つ物が、 寺の権勢伸張に即応して、一一世紀以降急速な発達をとげた日吉社の信 あるが、祇園社では後述するように天永二年(一一一一)に一つ物がみ え、嘉保二年は一つ物史上時期尚早とは言えぬのではなかろうか。延暦 貞享五年(一六八八)「日吉山王祭禮新記」には、(26) 叡山における一つ物記録は嘉保二年から正治元年までの百年余空白が 山王祭四月申日当 その根本

乗、兒、」とあり、天保八年(一八三七)「日吉祭礼之次第」には この。 ゝ 人、次兒作」眉着「長絹袴「持「袙扇「乗「法師肩「 法師白布一端掛」肩 其 上,

あり、

獅子・田楽の前に稚児が登場する。

下馬、掛従者之肩駆走而参社、(中略)獅子田楽進四桟敷之前奏之」と僧正方が抱いて入れるとある。お渡りとなると、「児童神人過桟敷前児は白水干・下髪で、中啓・数珠を持ち、法師の肩に乗り桟敷前に至る

□ 祇園社の事例

このように答えている。

このように答えている。

、本稿で検討し得たのは僅かな事

、のように答えている。

、本稿で検討し得たのは僅かな事

、のように答えている。

、本稿で検討し得たのは僅かな事

、のように答えている。

十 十 日

天下觸穢時、祇園御靈會馬長等事

天永二年六月十四日祇園御靈會也、一物十列之類不見、是天下穢氣故欤、

同十五日公家并殿下不被立神馬、依穢也、

安元二年六月十四日同御靈會也、内裹院中依觸穢不被立神馬云~、

同十五日臨時祭、依世間穢延引、

穢觸内裏院中也、先日有沙汰、不被獻之、於御靈會者、依先例不憚之、神輿寶治元年六月十四日同御靈會如例、但所、不被獻馬長、無步田樂、是依關東

同十五日不被立臨時祭使、又院神馬乘尻等同依穢无之、

渡御、神人巫女馬衆等類供奉如常云~、

建武五年六月十五日同御靈會也、依天下卅ヶ日穢中、所ゝ馬長不被獻之、无

步田樂、於御靈會者、依先例不被憚之、

同十六日不被立臨時祭使、依天下觸穢也、自院神馬十列不被立、依同穢也、

大外記中原師茂

天永二年(一一一一)の祇園御霊会にかぎって一物と十列(神馬)は 大永二年(一一一一)の祇園御霊会にかぎって一物と十列(神馬)は 大永二年(一一一一)の祇園御霊会にかぎって一物と十列(神馬)は 大永二年(一二三二八)には馬長とあり、その中間の天永が一物 大七)、建武五年(一二三二八)には馬長とあり、その中間の天永が一物 大七)、建武五年(一二三二八)には馬長とあり、その中間の天永が一物 大七)、建武五年(一二三二八)には馬長とあり、その中間の天永が一物 大七)、建武五年(一二三二八)には馬長とあり、その中間の天永が一物 大七)、建武五年(一二一一)の祇園御霊会にかぎって一物と十列(神馬)は

二例目は、一条兼良(一四〇二~八一)作といわれる『年中行事大概』

祇園御靈會

である。

も侍るにや。十五日には公家より幣帛の使をたてゝ。はしり馬。あづま遊などのありし事十五日には公家より幣帛の使をたてゝ。はしり馬。あづま遊などのありし事いまは地下のともがら山がさをつくりて。その面影をのこせるばかりなり。むかしは人長とて。馬にのせたるひとつ物を。諸家よりたてまつりしなり。

中行事註解』所引の当該箇所は「むかしは馬長とて」とあり、馬長=一この群書類従本には人長とあるが、『古事類苑』や和田英松『建武年

変貌のただなかで往時の由緒を書き留めたのではなかろうか。が中心となっていくが、一五世紀中頃一代の碩学一条兼良は祇園御霊会つ物であることがわかる。南北朝期以降、馬長調進がなくなり鉾の神幸

武勇御霊会の一つ物に関する文献史料は以上二例しか見出すことができなかったが、絵画史料に一つ物の姿を求めることができる。一二世紀後半成立の『年中行事絵巻』第九巻は駒形稚児の渡御姿の描写によって後半成立の『年中行事絵巻』第九巻は駒形稚児の渡御姿の描写によって後半成立の『年中行事絵巻』第九巻は駒形稚児の渡御姿の描写によって後半成立の『年中行事絵巻』第九巻は駒形稚児の渡御姿の描写によって後半成立の『年中行事絵巻』第九巻は駒形稚児の渡御姿の描写によって後半成の羽根と菖蒲の花をつけた馬長。その二人の口取の風流笠は、鳥籠に雉の羽根と菖蒲の花をつけた馬長。その二人の口取の風流笠は、鳥籠に雉の羽根と菖蒲の花をつけた馬長。その二人の口取の風流笠は、鳥籠に離の羽根と菖蒲の花をつけた馬長。その二人の口取の風流笠は、鳥籠に離の羽根と菖蒲の花をつけた馬長。その二人の口取の風流笠は、鳥籠に離の羽根と菖蒲の花をつけた馬長。その二人の口取の風流笠は、鳥籠に離の羽根と菖蒲の花をつけた馬長。その二人の口取の風流笠は、鳥籠にがの羽根と菖蒲の花をつけた馬長。その二人の口取の風流笠は、鳥籠に離の羽根と菖蒲の花をつけた馬長。その二人の口取の風流笠は、鳥籠に離の羽根と菖蒲の花をつけた馬長。

童と神人である田楽との諍より惨事に発展し、仁治三年(一二四二)蔵を守ればならない。例えば、長治二年(一一○五)の祇園御霊会は馬長なければならない。例えば、長治二年(一一○五)の祇園御霊会は馬長なければならない。竟を稚児のイメージのみで理解するのは誤りであり、ところで、馬長童を稚児のイメージのみで理解するのは誤りであり、ところで、馬長童を稚児のイメージのみで理解するのは誤りであり、後云々、以被世知之京童雑色各爲龖云々、」と既に風流を競っている。渡云々、以被世知之京童雑色各爲龖云々、」と既に風流を競っている。

穢している。(88)人佐経馬長舎人は社家の下部と闘諍に及び刃で切られ祇園社拝殿を血で人佐経馬長舎人は社家の下部と闘諍に及び刃で切られ祇園社拝殿を血で

れた。(ミロ) (緑) といって、 これでは、 (ミロ) (ミロ) (ミロ) (メロ) (メff) (メff) を見学する風潮さえ現れた。

事由、兩主入御、御師侍令撤御格子、下令敷御座等如例、馬長皆參之後、內々申御所有叡覽、仰御所侍令撤御格子、下令敷御座等如例、馬長皆參之後、內々申馬長御覽事予申沙汰、御方々馬長令催促、內御方仰小舎人令催之、於高倉面小

なる南北朝期にいたるまで、祇園御霊会の花形であった。 長と田楽は、庶衆の関心が鉾にとって変わり、殿上人の馬長調進がなく祭祀の伝播にともなって、様々な地域に伝播されていくことになる。馬ったことを物語る。」とい われ、京における馬長の盛行は天台・祇園系「馬長自体がもはや祇園御霊会とは切り離され、鑑賞の対象としてあ

| | 稲荷社の事例

七〜五七)で、賀茂祭等官祭の過差化のあとを追い、松尾社への対等化関口力によると稲荷祭が盛行におもむくに至ったのは天暦年間(九四

一一世紀中頃の藤原明衡(~一〇六六)による『雲州消息』である。した長久元年(一〇四〇)に馬長の調進の記述があるが、詳細な記述は志向もそれに拍車をかけたとする。稲荷祭における馬長の記事は、先述

めている。

『雲州消息』上(参議伴から大蔵卿宛に出された書簡

瞋,目相叱, 後及い交接、都人士女之見者莫」不以解」頤断以腸、 又有:\散楽之態、仮成:\夫婦之体、学:\衰翁;為、夫、模:|姹女;為、婦、始発:|艷言; 餝:|衣裳、剪:|錦繡;綴:|領袖、|誠推:|一身之弊||殆及:|十家之産、| 甚以無益事也、 或策以浮雲、不入執、轡、 童行事後乗之者太以衆多也、町清太黒歓寿之属也、 昨日藤亜将源拾遺、忽以二光儀」談云、今日稲荷祭也、 相共同乗到二七条大路、内外蔵人町村相挑之間、 彼輩人馬俱以辟易、爰知,其力不敵,也、件馬長等所,為甚以非常也 或御:1遺風:不」顧」身、 馳騁之蹄何南何北、 軽、之甚也、 外村欲、争、鋒之処、清太等 濫吹殊甚、 密、欲:見物:如何、 日暮事訖、 頭中将小舎人 又鏤:金銀 争

衣裳、剪錦繡綴領袖」る風流の馬長は「狂った如し」と比喩されている。馬長・散楽・傀儡・琵琶法師・横笛・猿楽が登場して おり、「鏤金銀餝先頭小舎人童が騎乗の童、「町清太黒歓寿之属」が龓・雑色 であり、

こともあったであろう。

春日若宮祭において一つ物の従者が懸想文を持

散楽は性的な際どい芸でらけ、漢学者明衡をして、第一之見物といわし

『年中行事絵巻』の検討によりその可能性を追求せねばならない。 管見の限り稲荷御霊会の馬長を一つ物と記録した文献 史料 はなく、

る恋 世の史料の牽強付会という批判を予想しつつも、春日若宮祭の一つ物の は り、 笠の中央に雉の尾羽を立てて、腰に薄花(尾花)を挿し水干を着けてお 振幡とともに「心ちょげなるもの」として感じたと記しているように 恋」の書付があり、一つ物の懸想文短冊をもつ従者が一組と認識されて 生じている)の持つ竹笹の短冊に「あふ恋」(逢ぅ恋)「見る恋」「忍ぶ 文を連想するのである。これは現在においても、一二月一七日の春日若 の『春日若宮御祭禮松下行列図』の一つ物の註に「短冊に かれており、この人物も馬長の一組である。この馬長の一行は、 はいた長髪の者である。彼が馬長を指している五骨扇に「忍」の字が書 宮祭礼において、一つ物の従者(近世以降こちらを一つ物と呼ぶ錯綜を る。 行図6とオーバー・ラップするのである。寛保二年(一七四二) レードの先頭で晴れがましさを体現していた馬長に好意が寄せられた 第一一巻における三組の馬長が対象である。図2先頭の馬長は、 そのすぐ下に描かれた垣を結ら草庵を模した風流笠で高歯の下駄を 口取は藺笠の上に薄や龍胆の折り枝を引き結んでいる。 忍ふ恋 祇園御霊会においては、 如此かき付あり」と記されている「忍ふ恋」という懸想 清少納言が『枕草子』に御霊会の馬長を あふ恋 注目すべき 遥か後 版行 綾藺 今日宇治鎭守明神離宮祭也、

宇治邊下人祭之、未時許行向平等院透廊見物、

巫

神主

ころではないが、 三組目の馬長図4は馬が突然走り出し笠の尾羽も宙に舞ら状況で風流ど 半頭かぶり大鍬形を打った兜に墨染めの衣という各自独自の風流である。 纓・緌の冠を飾った者、笊を兜に見立てて杓子を前立て金具とした者、 つられ、 敷が飾り物としてつけられている。供奉人は笠を高杯に見立てた者、 祭のもつ伝承力から、 つ風流は、 取の風流笠は的と折れ矢、 その少し後図3に二組目の馬長が続く。こちらは可憐な顔をのぞかせ、 一本歯の高下駄。もうひとりの口取の風流笠は酒瓶・銚子・折 中世における興福寺僧の稚児愛玩趣味を彷彿とさせる。 供奉人は面覆いをつける者、 稲荷祭の馬長が一つ物である傍証になろう。 水干には肩から裾にかけて槌・金箸などが 鍬型の金具に比礼をつけ 以上、 巻

つ趣向と素人らしさ)が漲っていることから稲荷祭の馬長は一つ物とし ての特色を備えているといえよう。 馬技術の稚拙さをさらけ出すなど、 馬長集団の風流は神幸のなかでも一際目立ち、 つ物の命である風流の精神 なかには落馬寸前で乗 (目立

瓢簞をぶら下げる者など、

やはり風流の集団である。

(四) 宇治離宮明神の事例

宮明神祭については林屋辰三郎の研究が詳細であり、 に分離独立したが、 - つ・ 宇治離宮上・下両社は明治維新ののち、 物は 『中右記』長承二年(一一三三)五月八日条にみえる 平安期には宇治・槇島両郷の鎮守であった。 宇治上神社・宇治神社の二社 宇治離宮明神祭の 宇治離

> 任手打、皷笛喧嘩、 北岸小船數千艘、如並瓦、 入後事了、歸小河殿、今日又留字治 女馬長一物、 臨晚頭競馬十番、 田樂散樂如法、 人驚耳目、神輿之所致如在禮、 右字治**邊**住人、 左眞木島住人、 田樂法師原其興無極、 雜藝一々、遊客不可勝計、見物下人數千人、着河 一番左勝、 次々番勝負相決、 笛無定曲、 他所、今還御本宮也、 供神或四月八日御輿迎、渡御 供神 任口吹、 人馬競馳、日 皷無定聲

童部」なる者も登場し、永島はこれを一つ物に比定する! 一つ物がでたものであろうか。翌年には、 (頭屋)、一物=その児であろうか。 これによると、馬長一物が田楽・散楽などと出ており、 或いは、 左右の競馬十番があ 全く別の芸能である馬長と 馬長=頭人 り 同

鎌倉時代の同祭は『勘仲記』弘安元年(一二七八)五月八日条に記さ

列次第、

れている。

次神馬、 先長者殿御幣 御隨身、 景、今二人不參、引移馬府者二人殿下下臈秋守元 次北殿御幣、 進御幣云々次北殿御幣、 自富家殿所

次田樂 次左方競馬十疋 次左方童競馬十疋

左方次第使

右方馬上

左方使

右方次第使 右方舞人、二人

其駒二人 左右道張 田所 左右師子

左右小舍人 右方氣靈

御神輿 御輿三基

左方巫女 右方巫女

左方神官 右方神官

(奉仕) 永島は、 条にこのようにある。 最中にも行われたらしく 町期の同祭は、 田 程の馬上は頭人がお渡りしたもの 楽 されている関係で、 これを馬長とし、 競馬・ 道張(王の舞)・獅子などとともに行列を構成している。 領主平等院の鎮守祭として活気を呈し、 『後法興院記』応仁二年(一四六八) 離宮祭の祭使には早くから祇 一つ物の称が馬長童と代わったとしてい か 馬長をさすものか不明である 凮 神人が 応仁の 四月八 2起用 乱 る。41 日 の

月八日云々、酉刻許、殿令」來給、於"棧敷"被"御覽"、入」夜參"平等院、興三基、次社官四人馬上、次樌長者布衣馬上、次宇治長者布衣馬上也、還幸來與三基、次社官四人馬上、次樌長者布衣馬上、次宇治長者布衣馬上也、還幸來推官損傷事也 社會與令 不經過子御本地阿彌陀 神是日平等院鎮守離宮祭也上社應神天皇御子免路尊、御本地藥師如來、若宮御本地、神是日平等院鎮守離宮祭也上社應神天皇御子免路尊、御本地藥師如來、若宮御本地、神

島はこれも馬長の名残とする。 馬上役の頭人を意味するものか、騎馬を意味するものかわからない。永馬上役の頭人を意味するものか、騎馬を意味するものかわからない。永宇治・槇島両郷長者が社官といわれて馬上供奉しており、この馬上が

宇治茶師長茶・長井両家が奉献する「長茶のたらり」 の という奉幣神事と藤井幸太夫による翁舞が行われるにすぎなくなる。 八日の神幸祭と、 て解明が進んでいる。 ていた。 奉幣は古くは宇治郷内の一○ヶ所の番保を単位としてそれぞれ行われ 宇治離宮明神祭の近世の状況は複雑であるが、 末裔長井家が勤 それが次々廃絶していき、 五月八日の還幸祭の間、 Ø 平安・中世を通じて隆盛を誇った祭は、 明治維新後両家の離郷により奉幣の儀は廃絶 宇治離宮社の社家長茶家と平等院侯 四月中旬の卯 若原英弌の研究によ(43) 「長井のたらり」 、或いは酉の日に 旧 唇四 ح 月 っ

た。

市内 に至って、 幣• 座 は宇治離宮明神祭とは区別して考えなければならぬという。 を伝えるものであっても宇治郷民の道饗祭として存在し、 見解では、 が馬で追う。 み 捧持した祭列が巡行し、 で御方(みかたしろ)と呼ばれる〕・笠鉾・七度半の使者・杓鉾などを で祭典があり、 宇治郷中から祈禱料の名目を以て神事補助金が支出され、 に鎮座する県神社ではその還幸に先だって大幣神事が行われる。 はそこで引き倒され、 な祓いが繰り返されながら進行する。 れていたからである。 は を捧持していた力者が、 現在宇治上神社二基、 直して大幣殿に帰着する。 終わる。 騎馬神人〔白衣白袴で山鳥の羽を立てて白幣を一面に垂らした成 によって運営される厄神祭となっている。 の御旅所への神幸祭があり、 これは平安・中世を通じて伝えられた宇治離宮明神祭の遺 騎馬神人の走馬が前後七回繰り返される。 力者らは宇治橋上に至るとすぐ大幣を河中に投げ捨て神事 往古の 現在大幣神事は旧宇治郷の有志が構成する「大幣 その笠は叩き落とされ裂き破られる。 「宇治殿桟敷」の旧跡に建つ大幣殿を出発し、 宇治神社一基の神輿が五月八日に本社より宇治 宇治橋畔に至って祝詞奏上がある。 幣を路上に引き摺りながら宇治橋 途中宇治橋西詰や郷外に通じる辻々で 六月八日に還幸祭がある。 桟敷町の大幣殿前に帰着した大幣 現行の大幣神事は県神社 その 後 別個に運営さ 近世にお へと走り御方 宇治 宇治蓮華寺 というのは、 次いで大幣 祭列 若原 簡素 いて を 坂 組

|兎道旧記浜千鳥』〔元禄一〇年(一六九七)序〕では御方は「俗云|

方は一つ物と認識されている。物」と註され、「御方一物者不尋常、荒神心得可敬可信也」とあり、御物」と註され、「御方一物者不尋常、荒神心得可敬可信也」とあり、御

承が残っている。 東が残っている。 東が残っている。 明の下駄が残されており、神事の際に童児に持たせて巡行するという伝 で差しかけられた鬼が二人と続く。御方の一組は『春日若宮御祭礼松下 で差しかけられた鬼が二人と続く。御方の一組は『春日若宮御祭礼松下 で差しかけられた鬼が二人と続く。御方の一組は『春日若宮御祭礼松下 で差しかけられた鬼が二人と続く。御方の一組は『春日若宮御祭礼松下 で差しかけられた鬼が二人と続く。御方の一組は『春日若宮御祭礼松下 で差しかけられた鬼が二人と続く。御方の一組は『春日若宮御祭礼松下 で差しかけられた鬼が二人と続く。御方の一組は『春日若宮御祭礼松下 で差しかける〕と似通っている。現在でもかつて大幣神事に用いられた黒塗 つ付ける〕と似通っている。現在でもかつて大幣神事に用いられた黒塗 できしかける。というには、大幣を持つ力者に続い

また、『宇治旧記』にはこのようにもある。(46)

との類似性が指摘できる。で、その儀礼は後述する春日若宮祭の一つ物を彷彿とさせ、春日若宮祭で、その儀礼は後述する春日若宮祭の一つ物を彷彿とさせ、春日若宮祭の方の役割は公文所前で馬を三度引き廻して紙手をとって捨てること

離宮祭の本質を最もつよく暗示する一神事」と論じる林屋説も否定でき発生時に行われ、若原説には説得性がある。しかし、大幣神事を「宇治り、その退散・除去を目的としていると論じた。確かに季節的にも疫病若原は大幣神事の意味を宇治郷中の悪疫・災厄を大幣に集めて流し去

連想させる風流のお渡りである。 連想させる風流のお渡りである。

現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前、現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前、現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前、現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前、現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前、現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前、現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前、現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前、現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前、現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前、現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前、現行の大幣神事では、御方は引かれてゆく大幣を追いかけ字治橋直前、現行の大幣神事では、御方は対した。

宇治離宮祭は、近世において奉幣神事と大幣神事に分かれたが、本節最後に宇治離宮祭近世の変容を整理しておこう。

前者

から災厄の形代へという民俗変容は実は宇治にとどまらないのである。変容していった。一つ物の民俗変容の問題は本節⊜でも論じるが、風流する性格に変化していき、この行事の中心の役を勤める一つ物の性格も来の風流の祭であったが、後者はそのような性格から疫病・災厄を除去は衰微、消滅の道を辿り、後者は変貌を遂げた。前者は離宮明神中世以

田 春日社の事例

ということが大前提である。 中世を通じて、 なりに整理してみよう。 さえ論ずる永島説を概観しておこう。 物と田楽の風流を展観するために急がれ、 若宮祭は田楽と一つ物が呼びものであり、 勤仕組織からすると、宇治辺下人による離宮明神祭礼とは違いがある。 その全容の明確な把握は望むべくもなく、 ii 社 の一つ物は永島福太郎により、 興福寺の得業・五師という学侶が勤仕する所役であった、 先ず若宮祭における馬長を理解する時、 永島は宇治離宮明神からの伝播とするが、 その輪郭がみえつつあるが未だ ここでは永島説を踏まえて私 しかもきっかけとなった、 春日若宮祭の始行はこの一つ 平安・

課であることがわかる。馬長はこの頭役(この料足は馬上役)と童児のの時三二才で、幼君を伴って下向したとあり、馬長役は童を呈出する所「若宮祭礼記」久安四年(一一四八)馬長を勤めた 弁得業(覚朝)はこ能人や童児の勤仕料足を負担させる。例 えば、『三会定一記』によると指宮祭の馬長児は扮裝その他に巨費を要するので、頭役を差定して芸

ろう。 要である。 向があり、 る。 には 両者をいい、 側は一つ物、寺家側は馬長と称したが、記録者側によって呼称が違う傾 「馬長や一つ物はそれぞれ童児に随伴して いる。」という箇所もあ 祭礼渡御には頭人である馬長は出ず、 また、その呼称については、 鎌倉以降一つ物の呼称はみられなくなる。以上が永島説の 馬長童を一つ物と呼んだのであろう。 春日若宮祭では創始後しばらく社家 童のみ乗馬参仕するのであ (しかし、 永島論文

始行の春日若宮祭には初めより一つ物が登場している。『若宮祭禮記』(55)それでは社家側の史料から検討していきたい。保延二年(一一三六)

物 大乘院法眼御房 白河法印 大補律師 西教院已講御房 竹林院已講御(舞範)(舞範)((韓))

にはこのようにある。

(細男カ)」(一乘院玄覺) 房 以上五騎

「村二 中僧正御房 御童子三郎座頭「捜松房律師御房(細男カ)」(一乗院玄覺)

田樂二村中僧正御房 政所法師信能 權別當御房 政所法[

Ш

一競馬十番 諸司

射流鏑馬十騎 國中住人 次相摸 東西 次勝負舞

業 白河次官得業」の四人となっている。 久安五年には、 であると記されている。 年(一一四七)には「一物一、」とあり、一つ物は一人ないしは、 以降、 蔵人得業恵印 保延三、 四 物 中将得業蔵真 Æ, 東院律師 翌二年には、 六 永治元年には一つ物の記載のみ、 理観房覚印 禅定院大夫得業 再び五騎とある。 翌六年には「一物 松室相摸得業」 并得業右中弁殿 同四年には馬 高松房禅清 の五騎 久安元 一騎

若二十六之末

頭 В 方 大 乘 院

五. 年 礼 + 馬 長 月 (表紙)

してみ たい。『類聚世要鈔』は保延三年の渡り物を「馬長六騎 僧綱達」 みても一つ物と馬長の呼称が併用されている。次は寺家側の史料を検討 六年(一五三六、七)では一つ物である。このように、社家側に限って 『中臣祐明記』建久四年(一一九三)では一切(物)、『春日社司 祐茂 と掲げ、以後寬元二年(一二四四)まで馬長と田楽の頭役の歴名を掲記 記』嘉禎二年(一二三六)では「一物五騎、 し、寺側では馬長を用いていた。『興福寺年中行事』弘長元年(一二六 主祐臣記』正和二年(一三一三)では馬長、『春日神社文書』 天文五、 である。仁平元年(一一五一)には、「一今年又頭弁殿一物、」とある。)にも馬長が頭役五口差定されている。 但依地頭新補事」、『若宮神 H

であることがわかるが、問題は呼称ではなく、実態として馬長=一つ物 以上、社家側は馬長と一つ物の呼称が渾然としており、 否かなのである。 寺家側は馬長

誉得業が馬長頭役を勤仕した時の装束の入目注文がある。 馬長、(中略)一物造者第一番渡之、」とあり、 馬長と一物造者とは 同 六五)九月二七日条である。春日若宮祭の渡り物として、「祭礼次第、 一である。『大乗院寺社雑事記』寛正五年には、 馬長=一つ物であることを示す史料が『蔭涼軒日録』寛正六年(一四 大乗院門徒の仏地院尊

大納言得業馬長頭役条々

大童子藤若丸 中童子春宮丸 菊市 東門院力者

練法師一本定清五師

(中略)

小次郎

馬 在之

切付

鞍

東北院

上敷 同

上指綱

泥障

同

引指綱 同

總禁裏御物申出之、

手綱腹帶 同

同

百

刀皮 귬

飾面顔

烏帽子 舍人裝束 中御門弁殿 中御門弁殿

大童子裝束二具衣二具・大帷等、

271

成就院

綿鞠十百二十三文目

扇 二本百文、 指懸二具五十文、 乱緒二足百文、

一力者衣袴二具

裝束身入代二百文、

中童子裝束

付物花 腰指造花 英暹得業

染物面 唐垣三、マキツクリ二具、代二十文、

錦守四、八十文計數、 糸十筋代五十文、

山鳥尾 笠代 五十文 百文

笠四手 英暹得業

指懸縫物アリ、五十文

扇一本 百文

染物小袖一

裝束身入代百文

藺沓一足 畑藏人

大童子下行人別百九十計歟云々'

精進了、部屋分ニ住連引之、出門以後精進破之了、(注) 此馬長事別會方ニ內々所望敷仕了、於別會□事外令喜悅了、於禪定院部屋出立(者) **尊譽得業當年馬長事、** 雖非理運、 大會竪義出立之次、中童子裝束等致用意之間,

大安寺別當

貞兼僧正 光憲僧正 光慶得業

役勤仕者の神事日記によると、馬長は先と同様の装束で若宮祭の神幸に 別火也、」とあり、この児が一つ物であることを予想させる。 て捨てるとある。これは近世の『春日大宮若宮祭礼図』における一つ物 おいて、南大門・松の下及び御前(門跡であろう)前で三度馬を引き廻 こそまさに一つ物の装束である。また、『若宮祭馬長日記』なる馬長 也、」という盛況のもとで若宮祭が行われた。 も存在する。すでに永島が指摘した『多聞院日記』天正四年(一五七六) の所作と酷似しており、儀礼面からも馬長=一つ物であることがわかる。 して、帰りざまに大童児が辰己(南東)隅で馬長の四手(紙手)を取 一二月二五日条には、「一馬長今日ヨリ別火、兒・大童子貳人、合四人 中童子春宮丸は山鳥尾を立てた紙手笠を被り、藺沓をつけており、 しかし、その一方で馬長と一つ物とが異なる役であることを示す史料 天気快然のなか「國中其外他國衆上洛消胆了、 ナラ中へ所セク計 当日二七 頭 彼

馬長スルーへト調渡了、助二郎弟ノ春虎丸八才兒ニ乘了 專勝房、、ヨリ也、 今度馬長衆淨教房得業・性賢、、、・春聖房、、・予・覺懃、、、、 一物寶藏院・春識房・得業・願春、以上一人ツ、、竹林院

來年切口

二人、合五人

長児を出したと解釈している。 一つ物は明らかに別に出ている。 町人助二郎の弟で八才の春虎丸が一つ物として雇われており、 しかし、 永島は馬長衆が頭役負担、 頭役負担者が一つ物を出さない 一物衆が馬 馬長と

ており、同二七日条にも「一馬長児サツマヤ猿松丸十三才、(中略)一夜ヨリ来、明日より精進屋ニ入故也、」と、芸能者らしき者を雇い 入れ年(一五九二)一二月二〇日条に は、「一馬長児ニサツマヤ猿松雇、今と神事頭役制の意味がないのではあるま いか。『多聞院日記』天正二〇

五年春日社臨時祭次第』に詳しい。この時は二鳥居から若宮社頭の区間の渡り物であり、その様子は『貞和にの時は二鳥居から若宮社頭の区間の渡り物であり、その様子は『貞和五年(一三四九)の臨時祭礼も馬長と一つ物が異なる例である。

物三人」とあり、馬長児と一つ物は異なっている。

、ヒトツモノ、梅王御前(一物)

一、ネリホウシ、春カク御前、ツクリモノニヨキタチカタナニ□カサヲツ□ラ(練 法 節) (福) (作)(物) (太刀)刃) (テ) (ヶヵ)一、大ト□シ二人、春財御前、エンメイ御前

ル。

一、□チヤウ、アママス御前、アカキカリギヌニハラマキニサウノコテヲサ(マン(馬長) (余 増) (赤) (腹 巻) (籠手)(中略)

馬長は別である。 一つ物+大童子二人+造り物を持った練法師という「一つ物一組」と、

また、弘安六年(一二八三)の『臨時祭日記』に出た馬長のような事(58)

例もある。

馬長二騎

> 療法師·長禅房 縁長、 讃岐公 本法師·尊永房 蓮観、 讃岐公 本法師・長禅房 縁長、

名で一組であり、長寿殿と宝珠殿は騎乗で楽を奏していた。 長寿殿と宝珠殿は騎乗の馬長で、それぞれ龖の大童子二名、練法師五

近世の史料に目を転じてみよう。

(S) 「公本により、 のでは、一七三〇)の『春日大宮若宮御祭禮松下行列 でし、本に五色の細き紙手あり。退出の時。大童子。これを取。神前へ さし。本に五色の細き紙手あり。退出の時。大童子。これを取。神前へ いた時馬長児は「馬上にて神前三反廻り退出す 児の笠に。山鳥の尾を 事保一五年(一七三〇)の『春日大宮若宮祭礼図』では、御旅所につ

より輪番ニ出る。馬長児の五騎の興福寺学侶

る、萠黄の狩衣襴=替る 指貫、後ニ牡丹の造り花を負ふ児。ひで笠(紙手笠―筆者註)に山鳥の尾をさし、五色の細き紙手五筋付

仮名僧官を名乗る○壱人づ△大童子、白張、金の添もとゆひ、末広を持、南大門にて輪番のない。

○又三人づゝ、竜を戴き白張、藤の丸の紋、竹に五色の短冊を付、腰に木

一足づゝ付る、一っ物という

竹笹をもった従者三名を一組とし、五組からなる。この従者が一つ物と冊(ここに記された懸想文については既に前節で指摘した)を吊るしたとある。馬長児は大童子一名を先導とし、騎馬の稚児と龍の風流笠に短

る「龓」という漢字より、龍の造形がイメージされて成形された可能性記され既にその意味が忘れられている。この龍の風流笠は口取を意味す

もある。

はっきりしないのである。 9 物は様々に変遷がある上、記録者によりその認識や呼称に違いがみら 本節の結論は、 一様には理解できない。残念ながら馬長=一つ物という前提さえも 春日若宮祭約八五〇年に亘る歴史のなかで、馬長・一

河上社の事例

応保二年(一一六二)三月、太宰府は肥前国留守所と河上宮に庁宣を

廳宣 肥前國留守所并 河上宮一宮

仰下 二箇條

一、五八月流鏑馬車

衙相共、彼可令勤行流鏑馬以下神事之由、可充催諸郡名々等 為彼神事有名無実之由、訴申之、事実者、附冥顕、其恐不少者也、早社家國 右、於流鏑馬相撲村田楽一物者、以國內名々、令勤行之事、先例有限之処、

一、當社燈油発事

右、件燈油兔者、町別壹斗伍升被充置処也者、於彼油者、社內仁収置之、 致其役矣 可

更不可違失、以宣 以前二箇條、 任先例、 可令勤行之旨、所宣如件者、在廳官人及社官等、 宜承知、

應保二年三月廿三日

大宰權少貳兼大介橘朝臣在判

河上宮は現在佐賀県大和町に鎮座する神社で別当寺の実相院とともに

『醍醐寺新要録』長尾宮編には、

一つ物の章立てさえ見られるのであ

ともにお渡りをしていた。同年二月二三日の「肥前國鎭守河上社御祭礼 并五八兩會之儀式」には 一物役は座主安徳修密坊律師増金が先規の如く 馬・相撲・村田楽・一物の芸能構成である。この一つ物は、室町時代に 諸郡名々に厳重に催課して神事の振興を図らせている。ここでも流鏑 神事が国内名々の緩怠によって有名無実となったという訴訟を裁許し、 中世文書を伝来していることで知られている。 武士が参仕している。一つ物が座主の勤仕であったことは注目される。 御幸目録」によると、一つ物は安徳の所役、(G) 勤仕することが記されており、一つ物は獅子・田楽・流鏑馬・火王・水王と も継承されており、応永七年(一四○○)二月二五日の「河上社御遷宮 流鏑馬は龍造寺氏らの国中 同社の五月会・八月会の

醍醐長尾社の事例

(H)

である。中世長尾社祭礼に一つ物が登場した。(8) 下醍醐の長尾社は醍醐寺金堂の東北丘陵に鎮座する醍醐一帯の産土神

いの後、 引向、 所還幸事 付一物事 御供事」がある。これによると堂童子の七度半の使(8) 騎で獅子・田楽・能の後に舞台などを引き廻されたものであろう。 此間一物二騎打テトヲル。舞臺上ヲ東ヘトヲル。 御寺務御桟敷前、 『則師子・田楽・能三番有之。後也。神輿奉居、即御供ヲ備、禰宜供之。 長尾社祭礼は九月九日に神幸があり、その還幸時の記録に「一 御輿御前同引向之。惣桟敷後入了。」とあるように、一つ物は二 馬場末より東上して、八足門前に到りここで儀礼が行われる。 聊馬頭 従旅

る。

一物事

終日依深雨。行運阿闍梨一物如形乘之。慶延記第十卷云、。壽永三年。九月九日今年御祭違例非一。無一物、無田樂、

樂三番如常。當年頭金剛王院僧正勤仕。 一物奉行、治部上座胤盛、田酉半還幸。一物、藤喜久丸、妙法院中童子也。一物奉行、治部上座胤盛、田酉半還幸。一物、藤喜久丸、妙法院中童子也。一物桁喜久、馬教賢法橋進之。同御記云旭、卅一、今日祭禮每事無爲珍重々々。一物竹喜久、馬教賢法橋進之。居御記云應永廿二之、祭禮每事無爲。一物清里如去年。密嚴院法印垂髮也。

之了。田樂頭中性院法印成淳勤之。同記云正長二 長尾神事如常。當年一物梅津法印所役也。 於童者、 公方者渡遣

同四年御記云、八脚門下以後又雨降。仍一物等用笠了。同御記庚戊、一物、王一丸、當年大藏卿法眼經祐沙汰之。

入了。此一物裝束以下裝束師參出之云々。臺上東トヲル。御寺務御棧敷前、御馬頭引向、御輿御前同引向之、惣棧敷後ヲヘリスの神輿奉居、卽御供備、禰宜供之。此間一物二騎打トヲル。 舞年中行事延德云、神輿奉居、卽御供備、禰宜供之。此間一物二騎打トヲル。 舞

ス。馬口引御力者二人莎笠。記之內、一物前童子三人笠取役也。卽笠取內、以若男、髮サケ、紫色裝束キ記之內、一物前童子三人笠取役也。卽笠取內、以若男、髮サケ、紫色裝束キー物カヒソへ公方御力者仕之。一物前行童子悉皆裝束師沙汰立之云々。。右

(後略

臨時に御旅所ではなく、釈迦堂において祭が行われ た ため、「一(就深)既に寿永三年(一一八四)当時に一つ物があり、この年は大雨のため

雨不寄旅所於釋迦堂奉祭事」という章もある。(65)

一 就深雨不寄旅所於釋迦堂奉祭事

乘之。凡見物之頭裹無一人。執事權上座成玄也。北所司座東著座。都維那一人嚴圓、權官一人慶善。行運阿闍梨乘一物、如形泥々。競馬於中門前、走東。巫於中門下、々自馬、至禮堂。三綱座、西向、八足門、令至中門、自其、奉渡禮堂。無一物、無田樂。終日依深雨、每事同卷云、元曆元年。九月九日今年御祭違例非一。御輿不奉寄旅所、自大門未、

同書にはまた、馬長=一つ物と認識している記述もみられる。ていたことがわかる。一物は獅子・田楽・競馬・相撲とセットであった。一つ物の特徴は醍醐寺僧が頭役勤仕者であり、一物奉行さえ存在した。一つ物の特徴は醍醐寺僧が頭役勤仕者であり、一物奉行さえ存在し例年になく儀礼が詳述されており、この一物は行運阿闍梨の役であっ

梨役。宜云、馬長者一物ノ事戦。非贛馬戦。可尋年十分事上古云、九日御祭事、馬長二騎有之。 一騎者政所御分、年中行事上古云、九日御祭事、馬長二騎有之。 一騎者政所御分、

騎者新阿闍

その一方で馬長と一つ物を区別する認識もみられる。

慶延記第十卷云、又仰云、於馬長者、不可乘矣。穢氣不淸之故也、予內心思

爲座主職、先々不乘一物事、曾未聞矣。

馬などの芸能と一連の構成であることを確認しておく。 展翻長尾社の一つ物は、童児であり、寺僧が頭役を勤仕し、田楽・競馬させないのはかつて聞いたことがない、というのである。 機れのある者は馬長を勤められないが、座主職でありながら一物を乗

バ 賀茂社の事例

賀茂祭、所謂葵祭は平安時代に斎王と奉幣使を祭儀の中心的役割に据えるという官祭化が進んだ。祭に先だって、斎院御禊が賀茂河原で行わえるという官祭化が進んだ。祭に先だって、斎院御禊が賀茂河原で行われ、当日は紫宸殿での儀式の後、勅使・斎王以下がまず下賀茂社に向かれ、当日は紫宸殿での儀式の後、勅使・斎王以下がまず下賀茂社に向かれ、当日は紫宸殿での儀式の後、勅使・斎王以下がまず下賀茂社に向かれ、当日は紫宸殿での儀式の後、勅使・斎王以下がまず下賀茂社に向かれ、当日は紫宸殿での儀式の後、勅使・斎王以下がまず下賀茂社に向かれ、当日は紫宸殿での儀式の後、勅使・斎王以下がまず下賀茂社に向かれ、当日は紫宸殿での横式の後、勅使・斎王以下がまず下賀茂社に向かれ、当日は紫宸殿での横式の後、東京には、江田の地ので、「650。」

進經高、新任、親國巡役也、(中略)確忠武、召出歟、其身又定自愛□希有也、□□□□「作天、懸翠簾前後如何、袖『片方、屏』上『□□□片方、唐墻上『竹』雀、上『□□□片方、唐墻上『竹』雀、仁間『作天、懸翠簾前後如何、袖』片方、屏』上『□□□片方、唐墻上『竹』雀、二間『作天、懸翠簾前後如何、神』片方、屏』上『□□□片方、唐墻上『竹』雀、上四日、乙酉、賀茂祭日也、(中略)祭使車造檜皮屋形、左右、庇車歟、物見っ廿四日、乙酉、賀茂祭日也、(中略)祭使車造檜皮屋形、左右、庇車歟、物見っ廿四日、乙酉、賀茂祭日也、(中略)祭使車造檜皮屋形、左右、庇車歟、物見っ

不調云々、|| 不調云々、|| □已上本□□也、馬助仲家、狂物、院中近臣□□□訪也、一物 私教近、右府官□□上本□□□也、馬助仲家、狂物、院中近臣□□□訪也、一物 私

因=不具と推測することもできるのである。因=不具と推測することもできるの一物も賀茂祭の神幸における稚児による騎馬の風流であった可能性がの一物も賀茂祭の神幸における稚児による騎馬の風流であった、と解釈することもできる。定家は『明月記』同月二六日条に、賀茂祭を回想してることもできる。定家は『明月記』同月二六日条に、賀茂祭を回想してることもできるのである。

法隆寺総社の事例

(tt)

遷宮祭があり、ここでも一つ物が登場したのである。 禅衆による一つ物である。五四年後の康元二年(一二五七)にも総社の学衆田楽、禅衆一物、光明山尼御前沙汰也。」とあり、学衆による田楽、出た。『法隆寺別当次第』には、「建仁三年、惣社造神移、十月廿四日、出た。『法隆寺では建仁三年(一二〇三)、境内の総社の遷宮があり一つ物が

同上 競馬廿騎禪衆 一物兒同上 練法師十人同上 仕丁二人同上 的持同上 猿樂雑色同上 田樂同上 神主同上 中綱二人同上 仕丁二人同上 的持同上 猿樂走の道に見物人、皆稱美讚歎。兒共流鏑、家子五騎物具殊勝 ハリカヘ五人學衆康元後深草二年丁巳三月惣社造營、同廿七日宮渡。依『先例』。學衆禪衆風流有以

東へ渡、大經藏前ニ居遊。 各東院禮堂ニ集會已刻、西寺中門前ヲ經テ西行、西廊西浦ヲ北行、惣社御前ヲ

この史料でも一つ物は禅衆の役である。即ち、禅衆が一つ物の稚児を

馬・猿楽・一つ物・流鏑馬であった。記』の記載によるべきであろう。法隆寺総社遷宮祭の 芸能 構成 は、競一物。兒同上。」とあるが、この禅衆は競馬の 勤仕で あり、『古今一陽頭役として勤仕するのである。『法隆寺別当次第』の同記録では、「禅衆

② 白山の事例

一二二八)四月八日に惣長吏法眼成舜の発願で挙行され、その時に一 「二二一八)四月八日に惣長吏法眼成舜の発願で挙行され、その時に一 の白山本宮臨時祭礼は本宮・金剣宮・岩本宮の三社が会合して挙行する の白山本宮臨時祭礼は本宮・金剣宮・岩本宮の三社が会合して挙行する の白山本宮臨時祭礼は本宮・金剣宮・岩本宮の三社が会合して挙行する の白山本宮臨時祭礼は本宮・金剣宮・岩本宮の三社が会合して挙行する の白山本宮臨時祭礼は本宮・金剣宮・岩本宮の三社が会合して挙行する の方で、周辺の三宮・八幡宮も参加した。最初の臨時祭礼は安貞二年 の方が出たのである。

一、白山本宮臨時祭次第事 三社会合是也、

安貞二年子四月八日文 始之、願主惣貫主法眼 成舜

御供頭 筑前入道行西 横江一川住

一物 犬子殿 剣少人 井家庄上総公子息 従八人 剣行人

馬頭 石王丸 惣貫主御童子

白山所司 三綱渡事 三綱当宮在庁禅実房 所司通目代也

剣三綱玄義房 所司千乗 通目代也

岩本三綱勝寂房 執当也 所司一人

白山神官渡人 今江二郎大夫氏宗 柏野太郎氏実

剣神官渡人 弥藤二小保住 小大夫(河脱ヵ)

岩本神官渡人 弥二郎大夫 太郎大夫

定される。 定される。 定される。 と延暦寺の加賀別院としての機能を兼ね備えた地方権門として存続した。 と延暦寺の加賀別院としての機能を兼ね備えた地方権門として存続した。 と延暦寺の加賀別院として整備されていった。中世の白山本宮は加賀一宮 を中心に天台寺社として整備されていった。中世の白山本宮は加賀一宮 と延暦寺の加賀別院としての機能を兼ね備えた地方権門として存続した。

康永四年(一三四五)臨時祭次第には、相撲とともにでており、三綱所司等の乗馬であると記されている。また、相撲とともにでており、三綱所司等の乗馬であると記されている。また、即ち、正和元年(一三一二)の三社臨時祭には、馬長が流鏑馬・猿楽・即ち、正和元年(一三一二)の三社臨時祭には、馬長が流鏑馬・猿楽・

白山における一つ物は以降馬長と称されるようになったと思われる。

康永四年四臨時祭次第

一、御行次第

競馬御迎参先陳、次田楽、次三宮御輿(陣)

次大社御輿□□紺ニサヲ、次御子郡本所散所

代、次八幡御輿、次御子郡獅子各々

一、田楽三尋布八懸八人仁

一、御輿仮屋奉入後三社師□

猿楽一頭宛渡物ス

一、者司

一、舞童従時略之

三綱方者三人一人唐笠持
 一、三綱先公人二人大刀帯左右小手

277

次流鏑馬上馬 舎人童 弓袋指党色

次馬長 次相撲三番三尋布四 舎人童 練法師六人之内! 次競馬三番

とあり、 三社臨時祭礼も一連の芸能構成の一つであることがわかるのである。 練法師六人の内二人が、馬長としてお渡りをしていた。 白山

筑後坂東寺の事例

鎮守伽藍仏神講経田に関する所役注文であるが、 側有民居、 演じられた。 場の浮殿には「御供高盛九種九前」他様々な神饌が据えられて諸芸能が 「庄配小行事方」という祭祀組織に支えられ勤仕 され た。 会が二季に行われていた。それは新宮が「座配大行事方」、 ていたのである。庄園鎮守社である新宮・若宮王子・西御前では御九日 ていた。天福二年(一二三四)の「坂東寺所役注文案」は上妻郡廣川庄(た) 毎歳献之東武」とあり、坂東寺は天台宗でも非常に古い開基伝承を有し 大門外、 筑後国廣川庄坂東寺は『筑後地鑑』に、「水山坂東寺、(イヒ) 伝言、 勧請熊野三所権現、(中略)毎歳十一月十九日有祭礼、 善陶、 桓武天皇御創造、 如其酒盞爐具之類、 伝教大師開基、 雖深草半田之甄家亦不及、 延曆年中建、(中略)西方 御九日会に一つ物が出 台宗之古梵宮 祭礼当日、 若宮王子が 東大門 故府君 祭

同時流鏑馬十番名~事

同時相撲十番名~事

(中略)

(中略)

同時八女八番名、事

(中略)

同時駕輿丁十五人名〈事 同時馬長一人麴科 陣道 | 人久富 物

(中略)

同時男舞十人童舞六人名、事

(後略)

前 数は流鏑馬、 は在地土豪と考えることができる。 物二人は別に出ているが、馬長・陣道・一物は同じ事書中に記されて るところから、何らかの共通性の認識が存在したと思われる。 この他にも、 流鏑馬、 相撲、 賀輿丁、 田楽・舞楽・音舞の参勤も記されている。 八乙女、 相撲を勤仕している。藏数・富久は武士団ないし 童舞、 男舞を勤仕している。 馬長二人と一 富久は饗膳六 一物の藏

田楽・相撲などの一連の芸能構成のなかで勤仕されていたのである。

坂東寺における一つ物は、

天台の鎮守祭礼におけるもので、

流鏑馬

(=)園城寺の事例

ている。 物と思われる描写図了がある。 三世紀末の成立といわれる『天狗草紙』園城寺巻に一つ物が描かれ 即ち、 園城寺の唐院における法華八講である唐院三十講に一つ 唐院の庭上における狩衣姿 雉の羽飾り

(で) 門高僧記第四巻』には園城寺における馬長・田楽・流鏑馬がみえているく、田楽・流鏑馬とセットの一つ物なのではないか。というのも、『寺に流鏑馬の射手が描かれるところからも、この人物は田楽の楽頭ではな田楽法師七人は全員剃髪姿なのに対し、楽頭は有髪である。田楽の後ろの笠を被る男を、小松茂美は田楽の楽頭とする。その後ろの基壇の下のの笠を被る男を、小松茂美は田楽の楽頭とする。その後ろの基壇の下のの笠を被る男を、小松茂美は田楽の楽頭とする。

其後心猷龍陽爲大衆長充行馬長十番。重又禪智法印壯之比結搆田樂。或云。康和年中園城寺請八幡宮行四月三日。是依衆徒立願追拂御室戶僧正也。臣祭禮始行之。家僕人々流鏑馬勤之。門徒馬長渡之。臣祭禮始行之。家僕人々流鏑馬勤之。門徒馬長渡之。

| | 松浦党佐志氏の事例

著名である。正和二年(一三一三)月不詳一〇日「佐志浄覺拳譲状案」は、浦・佐志氏などの一族に関する史料は肥前松浦党有浦文書としてつとに佐賀県東松浦半島とその基部一帯で活躍した上 松浦 党の、波多・有

その解釈は誤りで、 しておく。永島は、 熊野原神社(現唐津市西寺町)及び浜田八幡=現唐津市佐志八幡に比定 するが、私は当村鎮守=近世の佐志村域の浜田神社、 物・延年を勤仕していた神社について、永島福太郎はこれを今岡権現と 先規可勤仕、 **勤仕を毎年懈怠なくするべき旨記されている。また、同譲状には「次当** ことなどが記されている。康永元年(一三四二)佐志勤の嫡子源次郎源 この勤仕を公事とは思わないで、権現をよくもてなさなければならない 物一騎を出すこと、一つ物は久曾壽が勤め、延年も兄弟で勤めること、 村鎮守□□・浜田今熊野権現・同所八幡、彼御神事時者、兄弟寄合天任 茂に対する「佐志勤譲状案」には、(空) ついての譲状案である。佐志氏より九日会の流鏑馬五番の内一番、 松浦郡松浦西郷庄値賀村 何れにしても、 聊毛不可有無沙汰之儀」とある。 中世武士団佐志氏の神事事仕において、 流鏑馬の第一番の一騎が一つ物と呼ばれたとするが、 流鏑馬一番、 (現東松浦郡玄海町)に所在する遺跡の処分に 一つ物一騎を勤仕するのである。 鏑流馬・一つ物一騎・延年者三人の 佐志氏が 流鏑馬・一つ 浜田今熊野権現= 流鏑馬・一つ

物

延年が勤仕せられていた事例として貴重である。

一座の文書とともに、「玉垂宮并大善寺仏神事記」が伝来している。こ楽が奉仕していた。この美麗田楽や玉垂宮の子孫である梅津家にはこの時代にわたって、筑前・筑後・肥後方面で活躍した芸能者である美麗田佐賀県三潴郡の大善寺と鎮守玉垂宮の仏神事には、鎌倉時代から室町

れは建武年間(一三三四~八)頃に書かれたもので、大善寺・玉垂宮の(ロロ) 五月一五日の五月会と九月一九日の御九日会の渡物次第に一物が登場す

る。

渡物次第

(五月会)

一番行事五月会無之 次馬長 所司 八女 物

尻 巻 帯 腹 巻 村田楽 政所田楽 流鏑馬

(御九日会)

楽舞 相撲

神楽

巳上同前

渡物次第

次所司九日会無之 六人巡次 走刀乗尻雇之 番馬長二騎至于正面 藤吉村 安武村

八女座二人 散花六人 祈袮長差之 巡次在饗

物口取同前 安武村 五郎丸村 得富村 法師丸

村田楽東郷

(中略)

西郷

(中略)

東郷

尻巻

(中略)

西郷

(中略)

政所田楽渡馬場 俘目九日会無之 色声 流鏑 馬公文所下司,酒,見有補池 神主等役也鷹狩 犬飼 種、風流在之

楽舞

相撲 左方 東郷分

(中略)

右方 西郷分

(中略)

御神楽八女 色声人等

九日会では獅子・相撲・尻巻・馬長・八乙女・一つ物・田楽・流鏑馬 楽・舞楽・相撲・馬長・八乙女・一つ物・流鏑馬・尻巻(走馬)で、 は、 前述筑後坂東寺の事例の如く、馬長と一つ物は別である。御九日会で 一つ物の口取は田楽二人である。 五月会の芸能 構 成 は、 獅子・田

御

(宝) 宗像社の事例 神楽であった。

と一五日の放生会大神事に一つ物が登場する。(82) 月一三~一五日に行われており、 宗像社の放生会にも一つ物が登場する。宗像宮の中世の放生会は、八 一三日の社務館浮殿放生会市渡大神事

御放生会事

同十三日御内浮殿号市渡り

許斐ノ御輿ノ御下ノ様ハ五月五日同

御供い自御内ェイル

小神供三十六前

界物三前

御酒一瓶子

御幣十二

大御供三前

伝供ノ後衣替アリ

次舞楽

次一物行司渡ル

次相

摸 諸郷ヨリトル也 入夜ヶ風流 田 楽 延年

(中略)

十五日事辰有舞 船クラヘ キヤウシノマイトイフ也テウトリアハノ 次伝供 法用 次行烈 次伝供

次相摸

惣宮師

御供宮師

次舞楽

次行司

一物渡ス

ので、浮殿への神幸を「市渡」と称したのである。 であろう。」と論じる。 しかし、一つ物と行事は別の渡り物である。(83) た、後述

民賀来社の

事例も

同様であるが、

放生会

浮殿の

浜には
市がたつ 神聖なる『一物』を『市』(巫女―神)に見立て、これが渡るため の名 と解釈し、「神幸・試楽を通じて、これを『市渡』と総称しているのは、 と記された写本が多い。『宗像神社史』の筆者は行事が一つ物を渡す、 日には「次行事 事次第』諸本の多くには「次一物、次行事渡ス。」と記されている。一五 饗膳があり、後色々の試楽が行われた。舞楽の次が一つ物で、『応安神 れ、ここで傳供御供と放生会の試楽が行われる。『正平年中行事』には、 旦 「同十三日、 一渡大神事傳供御供、放生會試楽也。 」とある。 試楽はまず この史料は応安八年(一三七五)祝師袮宜致広の注進文である。一三 許斐社の神輿は黒尾殿の仮宮から田島辺津宮社務館の浮殿に神幸さ 一物渡ス」とあり、これも「次行事、次ニ一物渡ス。」 ま

 \bowtie 大谷寺の事例

福井県朝日 町の越知神社には中世の越知山大谷寺の様子を伝える文書

> 義定が前年に定められていた。(&) 講会が行われた。八講会に際して、 延暦寺の下に属して栄える。大谷寺では三月五日に法華八講を修する八 る。平泉寺と並び越前における白山系山岳修験の拠点であり、 が伝来している。当寺は泰澄の草創にかかるとされ、越知三所権現を祀 越前国中の旦那、 足羽郡内の施主の 中世以降

永徳四年(一三八四)の八講会に一つ物が登場している。(85)

越知山大谷寺三月五日御八講会注文

定 永徳 | | 年

_ 幢舞児十人内、懸舞児幸法師丸。舞五番、恒例也

舞屋坊者、東谷ヨリ一日宛、坊別始之、中谷良智坊マテ

_

坊マテ、舞師料足壱貫五百文、学人等六人、代三貫五百文、以上五貫文

舞師・学人等、宿坊ハ一人宛、坊別ニアツカル、是ハ北谷ヨリ始之、蓮道

一、児ョリ足 三人宛、代ハ四百文、児元へ出ス也、但是ハ末代例スヘカラサル

物也、

一、講堂両イター天質観仏セシヤウノ五貫文代内也、十ツホ、代四貫文、是ハ

ヒトツ物番頭ハ、先例仕テ講衆方"有者也

先達方四人 以上六人

講座円養坊両人勧進ニテ造立スル物也、

_;

御八講花共、遍照坊勧進也、代三貫五百文ニテ造立物也、

地頭方雜掌、舞師・学人方猿楽カレコレハ、坊別二百文宛出銭也、 殿中源・殿原マテスル也、間)

雑事ハ、殿・家子・ 御一属ハ殿ヨリ下行也

「永徳四年三月日(異筆) 注之

天台系の法華八講に一つ物が出た事例は既に園城寺の唐院八講でみた

とおりである。 当寺では、 講衆方が一つ物を勤仕していた。

(\Box) 園林寺 め 事例

差定状に一つ物が登場する。 する『園林寺文書』永享一一年(一四三九)の「坊役兒鬮子事」という 福井県三方郡美浜町宮代に鎮座する弥美神社の別当寺、 園林寺に伝来

坊役児鬮子事

番

___六十一年

梅本房 =竹本坊

成就坊 四、 一乗坊

七、 五、 玉蔵房 杉本坊 中坊 藤本房

本房 + 平等房

永享十一年正月十三日

右鬮子者、依四月一物児事闕如定所也

山西郷鎮守である二十八所社(弥美神社の前身)の祭礼役割や負担を如 園林寺の諸院に坊役児を勤仕する頭役を鬮で決めたのであろう。 実に示す。 会童舞をも勤めたのであったのが、永享一一年は一物児が闕けたので、 おける坊役児の鬮であると推定され、 端裏書から坊役児の子舞注文である。 (一五六二) 四月一日の 『二十八所社祭礼神膳支配日記(87) 本来四月一日祭礼の一物児が修正 これは園林寺修正会延年童舞に は 永禄五 織田庄

配日記、丁巳卯年百三十八年、永禄五年四月一日祭礼神膳四十八膳支(端裏貼紙)

廿八所祭礼膳之日記

御幣村 六膳 此内三膳留候

上村 六膳 此内弐膳留侯

下村 此内弐膳留侯

六膳 三膳留候、

王村 田楽村 獅子村 王の舞を担当する王村、 三膳留侯, 三膳留候、 三膳留候、 獅子を担当する獅子村、 田楽を担当する田楽

宮座の解体とともに民俗変容した結果一つ物の要素が御幣差しにすり の時期既に一つ物は御幣村の所役だったのであろうか。 幣差し)であるとしている。 永享から永禄の百数十年間で消えたのであろうか。上井久義や橋本は、 (&) (&) わったのであろうか。 田楽・獅子の芸能構成であったことがわかるがそこに一つ物はみられず、 一つ物の後身が現在の祭礼で大御幣と共に神殿に担ぎこまれる童(大御 神子渡りを担当する神子などの記載があり、中世末期には王の舞・ 御幣は永禄期には御幣村の所役であり、 あるいは、 中世

あろう。 朝期以降青蓮院領であった。(%) 天台―日吉社系の祭礼芸能とセットの芸能として京から伝播したもので 二十八所社は織田庄の荘園鎮守社であり、領主は天台常寿院領、 永享までは確実に存在していた一つ物は 南

(中略)

神人

(中略)

中略

競馬・

相撲・流鏑馬の一連の芸能構成の一つである。

| 河 浦島明神の事例

年近く遡り、 前入道□□進」と記されている。 神社所蔵の最古の嘉吉二年(一四四二)棟札に「當社悉皆御造築」、「地 当社では、 は \$\text{91} 頭殿頜家殿公文一円地頭殿二階堂中務弁入道行充」、「干時御代官三富越 この祭礼を弘安二年(一二七九)八月二一日に行われた遷宮の儀とした。(82) 色 明神ともよばれ、 『浦島明神縁起絵巻』一巻が伝来する。制作年代は一五世紀初頭とさ 京都府与謝郡伊根町本庄浜に鎮座する宇良神社は浦島大明神、 田楽・流鏑馬・相撲・競馬・一つ物が描かれている。 前半は浦嶋子の物語、 三三年ごとに上葺仕替、六六年ごとに悉皆造営があり、宇良 実際には嘉吉の悉皆遷宮を描いたと考えた方がよいのでは 浦島伝説の神社として著名である。 後半は宇良神社の鎮座と祭礼を描く。 弘安二年の遷宮は絵巻成立より一五〇 当社には、 小松茂美は、 祭礼に 紙本著 筒川大

ている。 は黒田日出男であり、 水干の上に白い被衣を着ている。 なかろうか。 旅所への神幸の場面には、 は さて、 流鏑馬・田楽の順でお渡りしている。 神の憑坐すなわち『一つ物』であろう」とした。この一つ物も田 さしかけた蓋は風流の象徴である。これを一つ物に比定したの 同絵巻の浦島神社遷宮祭礼のクライマックスである神社から御 するとこの絵巻の成立は一五世紀半ばと推定されよう。 氏は従来の民俗学の解釈通り、 描かれている順とは逆に、 胸には懸守を下げ、 図8一つ物の少年は、赤地の 美しい扇をかざし 一つ物・競馬・ 「馬上の美しい少 相

琴弾八幡の事例

(元)

どからも様々な所役奉仕があった。 信之によって記され、 は同宮中世の祭祀圏である。この三郷の他、 透流鏑馬、 本郷は八月一五日饗饍、 屋郷は相撲一七人、御宝櫃持二人、 て執行された当宮鎮座七五〇年正当臨時祭礼放生会には、 建立されたという。享徳元年(一四五二)閏八月一五日に観音寺によっ 三〇七)書写の七宝山縁起によると、大宝三年(七〇三) 香川県観音寺市の琴弾八幡宮の別当寺である観音寺は、 相撲一七人を勤仕している。 現在神恵院観音寺に伝来している。 師子頭一人 八月一日新賀饗饍、 この折の放生会祭式配役記が伊予守 柞田郷は御輿馬一匹、 坂本郷、 今市・仮屋・上市・下市な 高屋郷、 師子頭一人、 郷役として高 徳治| 柞田郷の三郷 日証によって 朝楽酒肴 二年 \subseteq 坂

一年をとて来てし	(中略)	□ 舞童 兒八人	子群坊 定仁 古群坊 定仁	大樂坊 眞乘
			大德坊、祐慶	

(首歓ク)

三神子 惣一 朔 歳十二 (中略) (中略) 神合 御社之沙汰人三人 御輿馬一疋 宿居之靈殿 透流鏑馬 同相撲十七人 朝樂酒肴 御輿馬一疋 師子首二人之內 | 人坂本郷ヨリ彦三郎 小松原之貞淸名ヨリ 床木持二人 五郎次郎 衞門次郎尚人之役 駕輿丁十二人 八月一日之新賀之饗饍 御輿馬口取三人 假屋ヨリ 坂本郷三ヶ村ヨリ 御寶櫃持二人 一物之御馬鵇毛 藤兵衞 菊市 歳十一 乙靏 相撲十七人 柞田郷ヨリ 柞田郷ョリ 乘手乙法師 歳十三 歳十三 大鼓持二人隣二郎 同十五日ニ饗饍アリ 相撲十七人高屋郷ョリ 二神子 高屋郷ョリ 御供御福酒 樂頭 左衞門大夫 承事 兩廳之神人役 社家之神人役 高屋鄉役 菊松 楠龜 歳十二 柞田郷ョリ 兵衞五郎 歳十三

> 集物 上市下市ョリー所ニ仕候

神子八人

神樂男五人

舞車之役者之事

師子舞 町 之 三

郞

(中略)

言 町之左衞門三郎

惣集之役者之事

(中略)

大念佛

假屋船組兩頭ニョリ

鴨堀江ョリ 御集物仕候 是も當日アリ

舞年行事 惣年行事 寶興院 實相坊 慶琳坊

悉!.御本神事之眞、其沙汰在令!.勤仕、目錄之次第如、件 大樂坊

享德元年世潤八月十五日

源伊豫守信之法名常要記:,置之,也

祭リノ前ツ方ヨリ、重ク斎ナサシメ、祭ノ日鳥ノ尾サシタル笠ヲキセ、 子・流鏑馬・相撲と一緒にお渡りした。この一つ物は近世まで続いてい 乙靏一三才に比定できる可能性もある。この遷宮放生会の一つ物も、 ツ物ト云」とある。琴弾八幡の一つ物は周辺地域にも伝播したらしく たらしく『西讃府志』巻三には「琴弾八幡ノ祭リニ、サルベキ童児ヲ選ビ、 コレガ額ト、 一つ物は乙法師一三才で、この乙法師は一つ物の前に記された童舞の 笠トニ八ノ字を書、 馬に乗テ神輿ノ前ニタムシム、是ヲ一

五 四

にはススキの穂を持たせており、一つ物と称された茅の面影を伝える。 (写) のている一〇月一五日の祭日に、その年に生まれた子供が神輿渡御に参 でいる一〇月一五日の祭日に、その年に生まれた子供が神輿渡御に参 でいる一〇月一五日の祭日に、その年に生まれた子供が神輿渡御に参 がする。子供は土ふまずと呼ばれ、母親が抱いてお渡りする。子供の手 でいる一〇月一五日の祭日に、その年に生まれた子供が神輿渡御に参 する。子供は土ふまずと呼ばれ、母親が抱いてお渡りする。子供の手 はススキの穂を持たせており、三豊郡豊中町笠田笠岡神社と同町の熊 で行 でいる一〇月一五日の祭日に、その年に生まれた子供が神輿渡御に参 りなした。昭和三七年現在、笠田の宇賀神社、比地大の熊岡八幡で行 でいる一〇月一五日の祭日に、その年に生まれた子供が神輿渡御に参 でいる一〇月一五日の祭日に、その年に生まれた子供が神輿渡御に参 は、以下の東西では「又笠岡村ノ祭リニ、村人五郎八ト云者、 「四讃府志」巻三風俗の部では「又笠岡村ノ祭リニ、村人五郎八ト云者、

》 宇都宮二荒山神社の事例

二年(一四五八)条にはこのように記されている。(%)芸能が奉納され、その一つとして一つ物も登場する。『造営 日 記』長禄下野一宮の宇都宮二荒山神社における二○年に一度の造営には様々な

能

主能 弘賢

志けやす

小つゝみ 正蔵

六番 王舞 大夫阿 笛伊勢阿

七番 一物 慈心院千代寿丸 口取 池上僧都

高尾上律師 太刀帯 不動院 安察(神)

口押へ 弁公 大衆舞ツムミ打也

大衆舞 人具舍伊豆阿珍 少纳言公 笛 治部卿律師

田楽人数

千代寿丸慈心院殿 二 犬楠丸 三 宮寿丸ササラ 白桑田分 不動院分ササラ

四番 宮千代丸

鶴寿丸 二 吉寿丸 三 長寿丸 四番の1み 池上分越中 - 尾羽分 - 高尾神分四番 | 宮千代丈

笛 橋本坊児也見所掃部助 楽所大郎

真論舞 弁公 草 大夫阿

田楽師 実教房 草論舞 師真論舞

同 最蔵房 草論舞

同記録文明一〇年(一四七八)条には渡物の次第として以下のように能・王の舞・一物・大舞舞・田楽・真論舞・草論舞の構成である。

渡物ノ次第

記されている。(99)

一番祝 宮仕 右京公 莚持 御幣持 兵部

惣一 少納言

小猿一、上女寮的法印弘久

二番 法印俊聖池上僧都 出立黄口立ゑほし小猿

三番 女御子 大隅律師 口取 宰相公

五々 獅子 加賀阿 獅子ノ子 参河公

四々

男御子 宮内卿律師

下部御子 治部公

笛 式部公 皷 遠江公

六々 王舞、 贄岐阿 皷 少納言阿

笛

七々 一物 鶴丸 太刀帯橋本坊

押大衆 二位僧都 肥前律師 小手 はいたて ツ、ぬき 出立具足ソケンノ□(衣)

何モ屋形様ヨリ[__]何モ長刀お持(虫損)

一つ物の雑色には太刀や長刀持も続き、渡物以外に能・田楽・真呂舞 口取禅師公 大衆舞 不動院 蔵人公

に記されている。 同記録天文七年(一五三八)条には「渡物之次第」として以下のよう が奉納された。

渡物之次第

番

祝の一直を持ちやうゑだ一巻一老 莚持 御幣持 大弐

今度は人数不足。よって両方をかね候

出立者宮仕えしたて

二番 小張 慈心院 田中坊

三番 女御子 東門院

出立者

重衣

大口

出立つねの御子の装束

するまてもち候

四番 男御子 実相坊

出立つねの男御子のことし

五番 丹後 獅子子 宰相 つゝみ

六番 出立つねのしゝかしらをか[____(虫損) 髙尾神

きとくの出立(貴徳)

七番 一物 藤太郎泉津正息

つくり馬ニのり候 出立あやいかさ (編 蘭 笠) 山とりのおゝうへったてゝ(鳥)(尾)

大口 さしぬき

口とり 讃岐 伊賀 重衣取袈裟をかふり候

捍大衆 太刀はき 式部 兵部 両人 出立ゑほし こし折ひたゝれ太刀をはき侯 橋本 侍従 出立ははらまき こて はいたて すねあて 長太刀を

ぬき持候 帽子をかふり候 太刀をもはき候

目すべきである。ここでも、大衆舞・能・田楽・論舞・若韻という芸能 一つ物の馬が春駒のごとき姿をイメージさせる造り物であることは注

構成をとっていた。

う基本構成は整っていたのである。 宇都宮二荒山神社の中世遷宮においても、一つ物・田楽・王の舞とい

藤森社の事例

騎馬事、 ほど、京に鳴り響いた祭礼行列である。寛文期の様子は、「武羅かけよ 禱也」とある如く、京都では甲胄武者の行列は深草祭に始まるとされる には「毎年五月五日祭祀、神幸之時、在地之神人等、 人百卅騎北御所参入、」とあり、元和四年(一六一八)の『藤森社縁起』(四) 記』応永八年(一四〇一)五月五日条には、「今日深草祭、(中略)深草 京都市伏見区の藤森神社の祭は五月五日で深草祭と称される。『康富 第一異国降伏之表示、第二天下泰平之瑞相、第三疫病消除之祈 鎧甲胄帯弓箭、

衣裳

正三年(一四六二)五月五日にこのように記している。
り物は来る也」と記されている。この祭を見物した大乗院門跡経覚は寛まつり、法性寺の一の橋まで渡りしが、今は三十三間のあたりまでもねろひ武者、ねり物、つくり物、一座の狂言師など色々ありて、御こしを

惣勢渡、二頭ニ百騎計在之欤云~、深草祭一者渡云~、巳剋二者渡、 長具足者百四五十人在之、 次午下剋

壮観な行列である。 この一者、二者には長具足者が一五○―一四○、各々一○○騎が続く

文政七年(一八二四)の藤森社の「年中行事」には次のようにある。

(五月) 五日

御奉行所る御代参有之、御太刀馬代御奉納、神輿前献ス同刻東福寺馬借はつけい持参、御初尾青銅拾疋、月番役人是受取榊先米遣ス寅ノ刻薬師堂ゟ一ッ物出ス、尤出門時当家届来ル、卯ノ半刻帰社

巳ノ刻伏見御警固、入社内茶たはこ盆出ス、御神酒乃しこんふ出ス

社、麦馬場馳馬之間神輿之番地人出ス 昼馬(役人三人当家定来ル、夫ゟ神供所進神子清祓ス、畢出馬、未ノ半刻帰

京町拾丁目ゟ神輿かゞみ出来届来ル、夫ゟ神供所進神子畢京町拾丁目山崎町筋東福寺ゟ警固来ル、神酒肴ス、祭礼役人三人当家迎来ル

清祓畢 渡御

改善 **聚**宫

惣役人御神祭無滞相済仕候段恐悦来ル、神人三人酒飯出ス

一ツ物は薬師堂より出、当屋に寄ったものと思われる。

| | 速玉社の事例

和歌山県新宮市の熊野速玉神社の御船祭は一〇月一四〜一六日の例大祭の一部として一六日に行われ現在も一つ物が出る。一つ物は新宮大社ので調進するもので、金襴の狩衣をきて編笠を被り、背中に大島の人が持で調進するもので、金襴の狩衣をきて編笠を被り、背中に大島の人が持ってきた一二本の萱の穂と一二本の牛王をさした少女の姿をしたものである。一つ物は一六日の神輿渡御式に神馬に乗せられて、神輿とともにある。一つ物は一六日の神輿渡御式に神馬に乗せられて、神輿とともにある。一つ物は一六日の神輿渡御式に神馬に乗せられて、神輿とともにある。この祭については宮家準の詳細な研究があり、氏は一五日の儀礼は祭前日に神馬に海上の寄り来る神(速玉神か)を憑けて速玉大社に迎え、さらに一六日には神馬が阿須賀神社の神霊を第一殿(速玉宮)に迎え、さらに一六日には神馬が阿須賀神社の神霊を第一殿(速玉宮)に迎え、さらに一六日には神馬が阿須賀神社の神霊を第一殿(速玉宮)に迎え、あると解釈した。延享元年(一八三九)の『紀伊続風土記』巻之八二、中妻郡第一四新宮部上にはこのようにある。

萱の穂一本、今も当宮に献す、是旧は十二本なりしならむ、 「物」馬に編笠着たる人形を乗す、旧は若き人を乗せたりといふ、衆徒永田氏より出す、 「地」馬に編笠着たる人形を乗す、旧は若き人を乗せたりといふ、衆徒永田氏より出す、

祭研究において、 つ物は衆徒永田氏の役であった。 顧みられてこなかった史料に明徳元年(一三九〇)の また、 柳田の指摘以来、 新宮御船

田楽十人装束并持物等

水干袴十具 綾藺笠十

神宝目録がある。

九月御祭具足

先被四人装束在唐櫃

左狩衣退紅 鳥甲二 裲襠二 袴二 踏懸二

糸鞋二

錦帯二筋

笛吹装束 志天々伊

> 銅拍子 皷四 茜衣十領

> > 編木四

右狩衣浅黄 鳥甲二 裲襠二 袴二

乗尻十人装束在唐櫃 踏懸二 錦帯二筋

五振広尻 左冠五 老懸五 裲襠五赤地 右冠五 老懸五 裲襠五睛地 水干 藁沓 硬五黒漆 狩衣五退紅 袴 五 錦赤地 下袴五

狩衣五浅黄 下袴五

袴 五 錦 地

太刀

帯五

右任元亨元年社家註進之状、所令記也,

尻巻二人装束

下袴 水干

平笠

塗履

指貫

袙

帷

帷

指貫

带五

太刀

下袴

明徳元年庚午十一月十八日

造営奉行 比丘正機

助 右 筆 行 小比丘白巌 比丘正柱

助 行 比丘心覚

主石垣在庁宮主員包

年毎の造替遷宮祭の様子が記されている。六月会舞装束と九月会御祭具 の社家注進の状に基づき当時の目録を書写したものであり、当社の六〇 徳における新宮造営遷宮に際して、その参考として元亨元年(一三三一) 録の巻首には「註進熊野山新宮造替遷座御神宝調進目安書」とあり、 の神宝目録(一つ物の記載はない)との関係は明らかではない。この目 この目録は『紀伊続風土記』所載文書で、 新宮所蔵の明徳元年一一月 明

同龓二人装束

鐙 輪 散舌 轡 物短 物在 散

鋂鞴頭 手綱 鞍一具平文

靴小総 山鳥毛

指縄打交二丈

鞭

腰指花 股貫

綾藺笠 帷藍摺 一物装束一具在唐櫃、

半尻水干錦地

裲襠同錦

袙

五振

水干

藁沓

鞕五

雑色二人装束

烏帽子

手袋

帯 帷

柏茜

町末には九月会(『両峰問答鈔』)と称されていた。会の舞楽と九月会の一つ物が特に採り入れられている。新宮御船祭は室足の記載があり、遷宮祭には年中行事のなかでも、風流で聞こえた六月

、この時の渡御は競馬・一つ物・田楽の構成をとっていた。 「旧は若き人を乗せたり」のとおりである。乗尻は競馬か走り馬を意味の一つ物は人形ではなく人間であった。『紀伊続風土記』言うところの、の一つ物は人形ではなく人間であった。『紀伊続風土記』言うところの、の一つ物は人形ではなく人間であった。『紀伊続風土記』言うところの、の一つ物は人形ではなく人間であった。『紀伊続風土記』言うところの、の一つ物は人形ではなく人間であった。『紀伊続風土記』言うところの、の一つ物は人形ではなく人間であった。『紀代』 (四人)―雑色 (二人)―田楽 (一)人)―雑色 (二人)―田

の下遷宮上遷宮時のお渡りに一つ物が登場している。ている。この史料は安政期(一八五四~六〇)の成立といわれ、飛鳥社でいる。この史料は安政期(一八五四~六〇)の成立といわれ、飛鳥社遷宮祭の一つ物は約五百年後の『熊野山新宮御遷宮覚』にも記録され

一衆徒獎束

 一白房袈裟
 一帖

 一を頭
 一本

右惣検校分

越後布十八疋

両金末広扇

烏帽子

大口 但精好

廿四

小袖 但白シ

一ツ物類束一具

半衆水干赤地錦 袮裲同錦 袙紅 帷藍

鞍一具平文 移轍 小総打舞二丈 輪轡布数下袴 股貫綾藺笠 山鳥尾腰捐花

平総燈錨鞴頭 氏外雑色二人毀束(装)

式年遷宮では人間が勤めたものと思われる。つまり、一つ物は年中行事の御船祭では近世には人形になっているが、一つ物装束と殆どおなじであることから、この一つ物も人間であろう。続風土記』にあるように衆徒の所役であったようである。前述の遷宮の一つ物の装束の記載は衆徒装束の次に記されていることから、『紀伊

船祭において人形に変わったのである。一四世紀に登場しており、この時点では人間であったものが、近世の御以上、新宮御船祭や式年遷宮における一つ物は田楽とセットで、既に

🖨 斑鳩寺聖霊権現の事例

一つ物が登場する。 宮で夜神楽、八日には下宮の神輿を本堂に移座し夜神楽がある。この時祭礼である。先ず九月七日に下宮の頭人に御幣を立てる。三日には稗田る絶好の史料となっている。本史料によると、九月九日が上宮、下宮の「鵤御庄当時日記」は、兵庫県太子町の斑鳩寺の戦国期年中行事を知「鵤御庄当時日記」は、兵庫県太子町の斑鳩寺の戦国期年中行事を知

九月八日申剋ニ下宮御輿本堂へ動上、則夜宮神楽九時マテ同祭一物笠一直垂

サスナリ、新足五十文ト数扇一本一物シタル者ニ引出物ニスルナリ、テ三処結テ、又厚紙一牧ニテ友絵ヲ書テ是ニ指也、一物笠ノ上ニ山鳥ノ尾ヲ赤衣政所在之、笠ノ上ニ花ヲカサル、又薄ノ小花廿四、五本取テカミヨリニ

斑鳩寺の守護神で現在でも同境内に鎮座する。は鵤荘の荘園鎮守社稗田宮で、下宮は聖霊堂、即ち聖霊権現社をさし、ヶ所結び、厚紙に描いた巴に挿したもの。翌九日が本祭であった。上宮いる。笠の上には花を飾るが、これは薄の小花二四、五本を紙縒りで三いる。笠の上には花を飾るが、これは薄の小花二四、五本を紙縒りで三いる。笠の上には花を飾るが、変宮(宵宮)神楽の間政所に

時祭之図画詞書」の画証図9であり、 物の初出は、 城内に設けられた四○○メートルトラック状の祭場を渡った。この一つ 山大祭が行われ、私は中の日の大祭がある八月二日、姫路城内で行われ 度の祭礼で臨時祭という。一九八七年七月三○日より八月五日まで一つ(≒) 猿楽が描かれている つ物・弓鉾指であり、一つ物は氏子から選ばれた女性が市女笠を被り、 た神幸祭五種の神事を見学した。五種とは、競馬・流鏑馬・神子渡・一 つ山は六○年前後に一度行われ丁卯祭と称され、三つ山は二一年目に一 磨総社射楯兵主神社の一つ山、 承応二年(一六五三)一一月二三日の絵巻「伊和大明神臨 三つ山神事に一つ物が登場する。 競馬、 神子渡、 一つ物 流鏑馬

『兵庫県神社誌』所収の寛文一二年(一六七二)「臨時之祭之覚」。江戸時代における一つ物史料を列挙しておこう。

ニ至り三ツ山ノゟ雇出申候乗りて馬共ニ定りハ無御座候、ひとつもの、此馬在方ゟ出申候乗申者歳拾二三之女ぬり笠ニて出申候但当分

正徳三年(一七一三)の「臨時祭礼覚」。

山より雇出申候一つ者渡之事、十二三歳の女、馬に乗出申候、但し乗申候者馬共に三つの一つ者渡之事、十二三歳の女、馬に乗出申候、但し乗申候者馬共に三つの

享保一八年(一七三三)の「臨時大祭礼見聞録(ほ)

一つ物とは子供、葛籠馬乗、東より西へ渡り行戻る口取り二人ばかり附添笠を任一方名・イーニン・ケー語目「永行工具」

『惣社集日記』によると、大永二年(一五二二)五月三日の三つ山大祭一つ物の様相を検討したい。『兵庫県神社誌』所収「神社 由緒書」や一世の一つ物像は現在のものとあまり変わらない。それでは、中世の

『惣社集日記』には以下の通りに記されている。

は赤松晴政により大規模に行われたのである。

とす、 当年造車を改、広前装山を天文二年巳九月十ヶ日を限三装山作、卯日を以当日 大永二年五月三日大祭祀、装山を改、 采地の寺院九ヶ寺也、 形笠十六ヶ村民出勤、 志深八家印帳す、童謡花かさり、 八十ヶ村氏人勤」之、 ふ、六ヶ寺田楽勤ュ之、従;朔日;十日至、飾東西十ヶ搆ゟ走馬六十一疋をする、 三間二尺と云、木竹にて造、色絹にて巻、御屋形様御下知也、村童舞童すとい ※をならし、神官四方四隅を板ふ、右之式二十一年に一度たるへしと御屋形様 福・宿・国の三村役之やふさめ走馬十疋、飾矛神祇送り、 ねり物の童謡ハ増位寺を作り、 右ねり物・やふさめハ社領地辺白国村より出すとかや 固..守姫城番土府社近境数百人、此時始終乃日、 国府・宿・福中三司ゟ広前三ヶ所作、 作形の花ハ今ゟ山へ立作すへし、 九ヶ寺院造花を出す、 童謡ねり、花

る。

図 10 二ヶ村外も出る也、右之外惣社祭事等年中行事委略ュ之、安田・栗山・白国・国府・宿・福の三ヶ村ゟ役夫の者勤ュ之、其外近辺白国・野里・神屋・農年十

(中略)

平野・大野・神屋・延末一説伸末よりも出とかや

臨時祭ねり次第

作花 笠鉾十八本

放免十八·

此者腰にうつほ弓 打ほり

幸男枝笹四手十人 腰にほらかい

花形笠童子十八人 腰につゝみ 走馬やふさめ 一人まと持

狩場笠手助はち巻 刀 帯 頭屋より出る

右持、ほう〳〵まゆ横に笛付ゆすの爪櫛、此跡うつほ弓持十人、狩しやうそく頭人の妻粉をすり、ふしかね金銀薄置、二ツ衣袖なし覆面すへし、小髪幣鈴左頭人の妻粉をすり、ふしかね金銀薄置、二ツ衣袖なし覆面すへし、小髪幣鈴左

長刀持五人走馬出立熊坂頭巾

比定していないが、一つ物の風流性からいえばまさにこの女性は一つ物飾ったと考える。西谷勝也の精緻な研究にしても、この女性を一つ物とこにおいて五種の神事の成立をみ、田楽・流鏑馬・競馬とともに祭礼をこう)である。私はこれが射楯兵主社祭礼における一つ物の端緒で、こ注目すべきは最後尾に記されている奇抜な恰好の頭人の妻(年輩であ

ŋ 月二九日、「申上事」に享禄四年(一五三一)五月二三日の年月日 年代は、同記録の内「三十三度御祭礼式」に弘治三年(一五五七)一一 この内、「行幸之次第」には「天慶二年六月十四日之式往々用之」とあ 宮御由来其外一式記録」が伝来し、同社の中世祭礼の様相が記される。 ることから、「行幸之次第」も中世末期の祭礼を記していると思われる。 北岡神社の元社司木村家には、 ノ祠官光永氏勅使代ヲ勤ム」とあるように藤崎宮と同じ社格を有した。(ロ) 向」と伝えられ、藤崎宮の八月一五日放生会に際して、 によれば、天慶九年(九四六)以来、「当社神事ノ日、 では祇園山時代の中世祭礼を対象にする。この祇園祭は、『肥後国誌』 車屋敷に移し、さらに天元二年(九七九)祇園山(花岡山)に移っ 肥後国司藤原保昌が府中鎮護のため山城国祇園社を湯ノ原に勧請、 伝えられている。 北岡神社は現在熊本市春日町に鎮座するが、 遷された祇園御霊会の始源の時を反復する意味を有する。 正保四年(一六四七)には北岡山に移っている。(三) 寛政二年(一七九〇)八月書写の「祇園 初めは承平四年(九三四) 京師 「横手村祇園宮 ヨリ その成立 勅使下 のち

行幸之次第

にふさわしいのではなかろうか。近世以降、

つ物像には変化がなく、

回性が失われ同形の一つ物像が固定化して

承応の絵図から現在までの

a 道祖神 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一种人分持 一种

· 獅 子

291

弐番 四番 五番 拾四番 拾三番 拾弐番 十一番 八番 三番 十番 九番 七番 六番 、宮司供 (朱)供 (大)供 御幣 神楽方役人五人神子弐人 神馬 同 同 壱物神人赤衣 神馬 御榊 幣 幣 宣命持ツ ビレイ ビレイ 神輿 神輿 黒狩衣着 金 鈸 ビレイ 紋花 白帽 子 鞍野 置髪 吉経子持ッ 同同 同同 御御太 刀刀 御太刀 鞍野 置髪 唐団扇 御太刀 唐団扇 カネッ 太皷 御 笛 御 サ・ラ 供 供 同 家督座之者 盛 御羽 権太宮司子 御羽 口取り 持 丰 鳶色装束騎馬 家督座之者 下代村ヨリ 家督座之者 健何 軍れも 本 福 長 鉦皷 トビヤウシ ツ・ミ 権大宮司弟 同観音経読誦三ヶ寺る 白張着 下代村ヨリ 同 覚 正 徳 白衣 寺 寺 Δ 寺

> 弐拾弐番 弐拾番 拾八番 拾七番 拾六番 拾五番 弐拾四番 弐拾三番 拾九番 弐拾九番 弐拾八番 弐拾七番 弐拾六番 弐拾五番 弐拾壱番 三拾壱番 三拾番 勅使代與 狐巴 御榊 神馬 御榊 神崎太皷 幣 随兵頭 随兵 吉経 吉安 広直 太十郎 伝奏之輿 郡司 権大宮司 種々渡物 神 吉安子 輿 五箇町の御供の鉾数多 萌黄(朱)装束 御御 太太 刀刀 国主御供 (朱)司 (集)三百人 黒装束 鞍野 置髪 御所車 浅黄狩衣 装束濃浅黄 下代村ヨリ 赤装束騎馬 郡司子持ツ 装束薄紫 袖替装束 同 家督座之者 下代村 誰ニ而も不乗 **黒装束騎馬**

右天慶二年六月十四日之式往々用之

美麗田楽とともに勤仕している。この祭においては、 赤衣の神人が一つ物を勤め、 同記録中「社役人之覚」には、「一一物 式番の「ビレイ」即ち、 獅子・田楽・一つ 大膳寺玉垂宮の

一人 神人分

物の構成である。

御馬下村ヨリ出」とあり、 この赤衣の神人は御馬下村から出ている。 赤衣

の一つ物は注目すべき事例である。

(\exists) 賀来社の事例

考えることができる。 には八月の放生会に馬長が登場し、一連の芸能構成からこれを一つ物と 末期より近世初期の成立であることが推測 される。 「毎月御祭礼之事」 月御祭礼之事」には永禄四年(一五六一)の年号がみえ、 た『豊後一宮賀来社旧記写帳』〔寛永一九年(一六四二)五月写〕の「毎(四) 大分市の柞原八幡宮は、豊後一宮で賀来社とも称した。同社に伝来し 同記録が中世

十一日善神王宮市渡 御還宮

(中略)

朔日ヨリ十一日迄御神事試楽大宮司於宿所行之

社僧神官饗膳 千代丸名役

馬長八騎名衆役村 声納神人ノ役

行事名々之役

一田楽 一相撲十番 神官名衆役

十烈 主百姓役、 「賀来社神事次第」には、 続いて翌一四日には相撲、一五日には舞楽が奉納される。 東舞 一二日には「馬長村田楽社家役如試楽 相撲五番国衙役」とあり、 一一日の放生会試楽においての馬長八騎は名 馬長を出す所役も放生会の各儀 舞楽蝶鳥 馬長 耳 記 録 村 中

礼で異なっていたことが推定される。両史料から判断すると、賀来社の

放生会は、 田楽・相撲・細男・馬長などの芸能構成をとっていた。

(Ξ) 大宮天神社の事例

つ物の記載がある。この史料は大正一三年の識語がある写しである。 御の様子を記した「播磨国神崎郡河述郷大宮天神社神事相極次第」に 兵庫県神崎郡市川町小畑の天満神社の天正七年(一五七九)の祭礼渡

播磨国神崎東郡川述郷大宮天神社神事相極次第

管絃僧参人

一神領田地壱町八反弐拾五代

上古ヨリ相伝地

社務弐人

壱ツ者

内藤右衛門尉秦盛俊

高橋四郎太夫

栗生田左京進

壱ツ者ノ次ニ有、

西 屋川 形述 村村

練テノ相撲 神子ノ渡

浅野

東小畑村

西小畑村

龍音舞 田楽踊 獅子舞弐頭

的神 取與 异 流鏑馬

西小畑村

御旅所座定

惣而小道具出ル、

依之縄ョリ内割賦除之也

社僧 三計簡故し 務人

拝殿座

南

西川述村

293

一長七間ニ梁弐間

内中三間 出家

西川述 年壱 寄ッ 者

従先規相極処仍如件、

芸能構成であるが、この史料で興味深いのは、 壱ツ者・神子・獅子舞・田楽踊・龍音舞(王の舞であろう)・流鏑馬の 御旅所における壱ツ者の

 \Rightarrow 船津正八幡の事例

姫路市船津町宮脇に鎮座する船津正八幡神社所蔵天正一九年(一五九 『船津八幡三所宮神事次第相極候写』にこのように記されている。

出家參人

中村太郎右衞門尉平吉近

息小三郞正則

大塚左衞門尉源俊基

土下 御溝 卸井 村村 立合

獅子頭二頭

一神子渡

練テノ相撲

一壹ツ者

壹ツ者ノ次ニ有リ

猿樂舞

龍音舞

宮脇村 岩三 部又 村村

流鏑馬

社務

同西二間 西川述 女中

同東 蕳 籠り者仕立所 囲爐裏有リ、

右 天正七己卯歳九月

位置までわかることである。

同南貳間御代官御所座 北貳間ハ年寄養リ女中

拜殿座

長サ六間梁二間半

中貳間ハ社僧

神主

掃除人足

但シ前日迄ニ可修事

神輿僧三人神主二人

高中中 橋寺野 村村村 野田村

御旅所座足

神輿舁酌取

但シ惣テ小道具出ル依之繩ヨリ內割賦除之也

天正十九呼年九月一日 神主中村太郞右衞門尉平吉政(花押)

この祭礼においても、 一つ物・神子渡・相撲・獅子・猿楽・龍王舞

(王の舞であろう)・流鏑馬という芸能構成であった。

(元) 粉河丹生社の事例

粉河寺の鎮守丹生神社 (現在粉河産土神社)の祭は、

本来旧六月一八

名

日が祭日で粉河祭として知られている、 『紀伊続風土記』巻之一一、

草郡栗栖荘栗栖の項には次の様にある。

○栗栖一物

て七日齋し俄に事故ありとも外に代へきなきより起るの名なり六月十六日ノ といふ。項に山鳥の尾を挿み馬に乗りて神輿の先に渡る 一物と稱するは祭に前 たちといる。其狀五位の裝束を着し笠の縁に紙幣を長く切かけ 一物と稱するは祭に前 たち 栗栖氏四軒より粉河寺丹生社祭禮八月」に毎年順番に兒を出す是を栗栖ノ一物

に依て兒童を代りとするより初まるといふ昔は兒童婦人なと神佛へ拜參するには必笠の縁度使者を遺せしとそ今七度半の使あるは是其縁なり又兒童を出す事はあるとき不虞の軍事起る代の時犬楠丸に代參料免田五干坪を宛行はる一年病ありて遅參に及ひけれ は神主 敷起る此時五位の裝束馬一匹を賜ふ今五位の裝束を著し馬に乘るは是其縁なり 畠山 義深 目 けたるは天正比より改まるなりに薄絹を張れる由今紙幣を切か 治元年徳大寺家より栗栖大夫實俊なるへし に命して粉河寺に代賽せしむ 半の使を承て粉河寺に至る免田四町五段ありて其費用に供せしといふ其事は永 先西栗栖丹生社に至て御湯神樂なとあり十七日當所の觀音堂に至り夫より七度 る

て

山

栗栖 であっ 度半の使いをうけて粉河に向 配す」とある。 同家中 古は免田十一 。 の 、栖氏四軒の所役とあるが、 軒は断絶し四軒あり」とある。 丹生で湯神楽をして、 世よりの系譜を記した 栗栖氏は祭に先立って七日間の精進潔斎をし祭礼 町ありしとあり神主あれとも諸事は番頭六人の者より支 一つ物の所役は近世前期あたりまで、 かっつ 前日に栗栖の観音堂に 後 同風土記の旧家 たのである。 「其家衰廃し六軒となり六番頭と称す 「紀氏栗栖神社」 「地士栗栖六郎」 は の項には、 栗栖氏六軒 'n 粉 一日前の 河 「寛文記 カコ 0 の項に、 ら七 勤 夜 任

jt; K の様子を彷彿とさせ先頭に栗栖の一つ 第文五年已三月御上様江書上候扣_ (四) 松屋翁『祭礼を観る記』」 い い 天保九年 っても、 世 たゞきにさしたり。 ただ幣帛を馬に積みたるが **菅笠やらの物に紙のしできりかけ、** 栗栖 物が先頭 の 面も体も、 を引用 で 『紀伊国名所図絵』 あ 如しし る。 į 彼のしでもて包みぬれは少しも見え 「さて最初にねり出づるは、 中 ここには、 とある。 物が描かれている。 の 「六月十八日祭礼之次第」 山 の粉河祭図は当時の渡御 寛文五年 鳥の尾二十一 「笠に志てキリさけ上に (一 六六五) 図11同書には、 節あるを 童を馬 K の

> 「六月十八日祭礼次第」 経 おり、 鳥 の 尾 の 一ッさす」 「面着」 鼻高面并鉾」 に比定できよう。 とあり、 には、 は王の舞と推定され、 近世 渡り物に獅子と を通じて一つ物の姿は 近世後期 「鼻高面并鉾」 の 変 わ 紀伊国名所 ら が三 な 組出 い

で相論に及んだ事件の記録であり、 奉書」 もく たことは明らか 河寺六月会相撲頭役相論文書は、 連の芸能構成がはっ 寄進状」 河祭の初出 即ち相撲である。 から正平一四年正月二四日 で、 である。 「粉河寺之六月会ノ馬頭、 は 東条寛によると康永三 きりしている。 ここでもやは また正平一三年 東 預所某所下知状」 中世の六月会には相撲が行われて 村と安良村が六月会の相 り 一 (一三五八) 草木頭」 9 年 物 獅 とあり、 子• 四 七月一 にい 四 王の舞 たる八通 四日 草木 円阿 撲頭役の事 は 弥 相 ž 陀 撲 の 法 の 粉 眼 L 仏

H つ この時、 翌年には犬楠丸が出陣による不在で息子久次が勤め、 河六月会に代参させたことに始まっ 起已来書扣」 たなっ 物 山鳥の尾をさし始めたとする。 た彼が代参したところ遅刻して神主から数度の催促を受けて参加した。 ž 畄 て、 四二、 来譚を犬楠丸に仮託したと たとする。 人々が 粉河寺六月会における一つ物起源伝承と 栗栖庄の地侍に五位の装束と馬を与えて、 はこのように記している。 「独者」と言ったのでヒト その装束については、 い 東条はこの記事について近世初期 い た。 栗栖庄の六月会参加が 天正年中 その後犬楠丸の時代、 ・ツモ 9 物は、 ノと称されるようにな かゝ l ら笠の縁に紙手を 徳大寺家が永治| て、 それ以降童児の役 名代役として粉 「栗栖 確認で 病床に ッ 物発 **元**年 臥

こと、コナーのトッ分子をこののフリッとによってよいです。る文明九年(一四七七)には一つ物は存在したと推定している。(3)

付』文亀元年(一五〇二)六月一八日の記事が参考に なる。「今日粉河さて、中世における粉河祭一つ物の可能性を探る には、『政基公旅引

寺之祭也、定雄令見物了、馬具足以下、武者之躰如深草祭云々」とあり、

初頭に一つ物が参加していた可能性が考えられる。頭に騎馬武者が百騎も続くものであったが、粉河祭においても一六世紀本章臼で指摘した深草祭との類似を記している。深草祭は、一つ物を先

□ 藤崎宮の事例

一きそひ馬之事

すうまん所 (マこ) 宮司坊

宮坂殿

末永殿

久玉方

惣大工

三郎丸殿一物之事

三宮司 かたまハリニめさるム也

鬼丸殿

吉永殿

.

牛ニかひ具をきて、乗人の支度ハ、しろかたひらをうちかふり、聖徳寺よりめさる1分

くひを帯にていふ也

大刀もち両人

弓えひら両人

長刀もち両人

宮めくりの次第、先一物、牛、大刀、長大刀、弓えひらの衆

きそひ馬

つ物・競馬・流鏑馬という芸能構成をとっていたのである。この後、六番の流鏑馬が続き、藤崎八幡の御田植においても、一乗っている。異様な装束で衆人の眼前に晒されたことだけはたしかであ乗っている。異様な装束で衆人の眼前に晒されたことだけはたしかであこの行事が四月三日の祭礼か、五月五日の御田植かは判断が難しく、この行事が四月三日の祭礼か、五月五日の御田植かは判断が難しく、

□ 若宮八幡の事例

『尾張名所図絵』後編(明治一三年)六の丹波郡力長村若宮八幡の項

には、次のように記されている。

懸馬一疋出づる。これを神功皇后といひて、この社へ御神縁の人形なりとて、とも、獅子・馬の塔を当社へ出だす。その内安良村は一つ物とて、女人形の乗例祭 八月二十九日(獅子・神楽・馬の塔を出だす。隣村・今市場村・安良村

す故、殊に群集おびただしく、社内にあふるるまでの賑合なり)もしいださざればかならず凶事ありといへり。されば三ケ村より一日に牽き渡

このお渡りのもので、かなり大きい女の一つ物人形が引かれている。り馬)役を勤仕し、特に安良村が一物を出す由緒をもつという。図12は、力長村・今市場村・安良村の三村とも、獅子・馬の塔(愛知特有の飾

| 中尊寺白山社の事例

翌年に。御一つ馬という子供が参加した。これについては、次の三種の史料が確御一つ馬という子供が参加した。これについては、次の三種の史料が確岩手県西磐井郡平泉町の中尊寺の鎮守白山神社の祭礼では、江戸時代、

宝暦〜安永期(一七五一〜八〇)の成立という「平泉雑記」。

「はしわのわか葉」。 (四) の四~六月にかけて菅江真澄がつけた紀行日記 天明六年(一七八六)の四~六月にかけて菅江真澄がつけた紀行日記

帽額引わたしたりおひとつうまといひて白き神馬、獅子愛しとて、ぼうたん手がかって中尊寺にいたれば、あるとある堂の戸みなおしひらきて、自山姫ノ神社かくて中尊寺にいたれば、あるとある堂の戸みなおしひらきて、 いて ギャル

けたる舞台にのぼりて、そうぞきたつ田楽開口祝詞をはれば、若女ノ舞、老女けたる舞台にのぼりて、そうぞきたつ田楽開口祝詞をはれば、若女ノ舞、老女ごとにもたる童子なにくれとねり渡りはつれば、白山ノ神の御前に慢うちまう

ノ舞なンど、いと古風めかしきさま也

物あり。此白兎は従者にて、もろこしより神のぐし給ひしまねびといへり。四月ノ初午ノ日は白山神の祭にて、七歳男子を馬に乗て粧ひたて、白兎の作り同じく菅江真澄の同年の「かすむこまがた」。

る。田楽・獅子とともに出ていたことを指摘しておく。 が捨てる儀礼があり、春日若宮祭や宇治大幣神事の儀礼の片鱗が窺われは兎の造り物を持っており、白山社前で馬をおり笠の造り花を四方に投赴いたことがわかる。二人の口取の風流笠は、日月の造り物で、供奉人及上の記録から、白山神社の四月初午・未の祭礼には、潔斎した七才以上の記録から、白山神社の四月初午・未の祭礼には、潔斎した七才

⊜ 雨宮日吉神社の事例

殿より侍衆が数多警衛に出たのが一つ物の初めという。出る。」とある。元和九年の『雨宮古老談』には村上義清公の時、清野張笠に山鳥の尾一本を立。平年は矢代より出、閏のある年は雨の宮より張笠に山鳥の尾一本を立。平年は矢代より出、閏のある年は雨の宮より長野県更埴市矢代の日吉神社の祭は雨宮の御神事、獅子踊りとして人長野県東埴市矢代の日吉神社の祭は雨宮の御神事、獅子踊りとして人

とて諸侯の形の警固、騎馬、武者」等三百余人が迎えにいくとあり、こ『善光寺名所図会』には、雨の宮の神前にいる領主と神主を「一ツ 者

こでも一つ物=警固である。また同図会には次の如き一つ物の一組も記

されている。

此等是

着八人 世話役六人 合五十人 小性四人 床机一人 草履一人 押二人 上下沓龍二人 台弓一人 長刀一人 刀櫃一人 徒士四箔四人 二本道具四人 長刀一人 刀櫃一人 徒士四

体が警固と認識されていった。日吉・山王型祭祀伝播の一例である。 ここから解釈すると一つ物の五〇人もの一団のイメージから一つ物自

会 播磨の数事例

曽根天満社の事例

る。現在一つ物を出すのは本庄村と西村で、他村は代理として父親が白る。現在一つ物を出すのは本庄村と西村で、他村は代理として父親が白な、行事頭人一人(六~八才の童男)を氏子四人出す。合わせて五人が社参の上、神社で社司と献酌の式を行う。行事頭人は白狩衣、烏帽子、中啓を持ち、神社で社司と献酌の式を行う。行事頭人は白狩衣、烏帽子、中啓を持ち、神社で社司と献酌の式を行う。行事頭人は白狩衣、烏帽子、中啓を持ち、神社で社司と献酌の武を行う。行事頭人は白狩衣、烏帽子、中啓を持ち、神社で社司と献酌の武を行う。行事頭人は白狩衣、烏帽子、中啓を持ち、神社で社司と献酌の龍形笠に山鳥の尾と造花をつけた花笠を被り中啓を持ち、白粉を塗り、額に墨で八の字を書く。幣持、尾花持、傘持、刀持持ち、白粉を塗り、額に墨で八の字を書く。幣持、尾花持、傘持、刀持持ち、白粉を塗り、額に墨で八の字を書く。幣持、尾花持、傘持、刀持持ち、白粉を塗り、額に墨で八の字を書く。幣持、尾花持、傘持、刀持持ち、白粉を塗り、額に墨で八の字を書く。幣持、尾花持、傘持、刀持持ち、自粉を塗り、額に墨で八の字を書く。幣持、尾花持、本持、田との教祭の両目に一くなが社会が出る。

幣捧持して社参する。

あり、散楽は年により有無不定。神供百二十膳、各三方一対に一味つゝ果物の類色々尽美、又例年有走馬、角力神式厳重にて有頭人、是を一ツ物と云、氏村より幼年の子供を馬に乗せる。一つ物は既に宝暦一二年(一七六二)の『播磨鑑』にみ える。

『印南郡誌』には祭の記述が詳細である。

梅井、南池、北池、長尾新、北山新、地徳新の氏子により行はる。一、当社の例祭は十月十三、四日の両日、曽根、伊保崎、東西阿弥陀、中筋、

於て社司と頭人と相献酌の式あり。外に行司一人(行司は右ケ村より輪番にて出す)都合五人社参の上社殿に一、両日とも氏子中曽根、伊保崎、東西阿弥陀の四ケ村より一つ物頭人一人宛、

弥陀を西村と呼ぶ。 但し式場に於ては曽根を本庄村、伊保崎を伊村、東阿弥陀を東村、

西阿

まで位の者を普通とす。一つ物頭人並に行司頭人は幼少の者を選ぶの慣例にて、先づ六歳より八歳

く、右一つ物頭人と同様、宵宮は肩車、昼宮は乗馬にて社参す。行司は白色狩衣に烏帽子を冠り、手に中啓を持ち、額に:の印を墨にて書いの字を書く、宵宮は人の肩車に乗りて行列社参、昼宮は馬乗にて社参す。八の字を書く、宵宮は人の肩車に乗りて行列社参、昼宮は馬乗にて社参す。人、右一つ物頭人の服装は、赤、青、黄等任意の符衣(梅鉢の紋章をつけたる)

(中略

一、次の余興あり、

一、屋 台 十一台、氏子各村練行

時当番村より一斗二升一重ねの餅を献納す二、散 楽 北池、南池、長尾、北山、地徳の四ケ村より交番に行ふ、此

三、角 力 梅井村献納

四、流滴馬 中筋村献納

もセットの芸能であった。 散楽(能)、相撲、流鏑馬の奉納が行われており、曽根天満宮の一つ物

大塩神社の事例

姫路市大塩町宮本に鎮座する大塩神社の「大塩神社年中行事」九月九

日条には一つ物の記述がある。

リニ子供ヲ肩車ニ乗セ申候已刻一ツ物社参、馬二匹ニ十歳ノ子供二人ヲ乗セシガ、文化ノ頃馬ハ相止メ代

『印南郡誌』にはこのように記されている。

例祭は九月八日九日の両日とす

牛谷村小林村頭人供御

神饌物

一つ物神事及神饌物、大塘村東、西、より差出

まで每朝參拜す、祭典儀式の時神職は神殿内に於て一つ物神童と盃を交一つ物の子供は神童と稱し例祭月朔日の朝より沐浴齋戒して祭禮の當日

1

す。

流鏑馬神事 北脇村より差出

社務所より神饌、唐櫃、及び給人、一つ物子供、神職等行列をなし練出し古來以上の如く行ひ來りしが明治十三年改式して現時左の如く行へり。

齋主祝詞を奏し了りて便殿にて齋主一つ物小供と對盃し後神樂を奏し了り神殿に昇り入殿奏樂祓式を修し齋主昇殿開扉し神饌を供し奉幣をなし次に

て撤饌閉扉。

馬とともに出ていたのである。

「世谷村の神饌役が決まっており、大塩神社の一つ物も獅子舞・流鏑け、牛谷村の神饌役が決まっており、大塩神社の一つ物も獅子舞・流鏑までは、頭元の家に一つ物と子方が集まり別火生活をしていた。一○月までは、頭元の家に一つ物と子方が集まり別火生活をしていた。一○月までは、頭元の家に一つ物と子方が集まり別火生活をしていた。一○月までは、頭元の家に一つ物と子方が集まり別火生活をしていた。一○月までは、頭元の家に一つ物は大塩町が東西に分かれ一人ずつ出す。東西に五軒、世襲的に一つ物は大塩町が東西に分かれ一人ずつ出す。東西に五軒、世襲的に

荒井神社の事例(38)

崎宮神社の事例(33)

と御興番に分かれ、氏子の養田と池田が隔年交替で勤める。頭人番は、で補ったものを、好崎忠臣がまとめており、それによると神役は頭人番幸式を行っていた。明治四三年の『祭祀記録』をもとに古老の聞き取り加古川市養田町の崎宮神社の祭は、一〇月一〇、一一日でかつては神

鼻は神幸式の先導を勤めるという。曽根はこれを猿田彦としているが、垂着用、乗馬にて神幸式に参加)・頭人・ヘサシ・酌取り・鼻からなる。カゲシ(五、六才の男児が化粧を施し、山鳥の尾を飾った冠を載き、直

住吉神社の事例

やはり王の舞と一つ物による構成とみてよいだろう。

れている。 七七六)「住吉明神社地書上帳氏子一統御願之覚」にはこのように 記さ七七六)「住吉明神社地書上帳氏子一統御願之覚」にはこのように 記さ神事に一つ物が出ていた。昭和一三年当時岸本武男氏蔵の安永五年(一小野市垂井字宮ノ上(旧加東郡)鎮座の住吉神社の旧九月一三日の馬

北嶋村樫村縁田村此三ヶ村る毎年惣代ニ而相勤來候御事北嶋村樫村縁田村此三ヶ村る毎年惣代ニ而相勤來候御事之儀とて往古る民を伐ル眞似をは牛ヲ追行御神夏ニ而御座候第武番ハ一ツ物與中少人ニ上下を尻を伐ル眞似をは牛ヲ追行御神夏ニ而御座候第武番ハ一ツ物與中少人ニ上下を尻を伐ル眞似をは牛ヲ追行御神夏ニ而御座候第武番ハ一ツ物與中少人ニ上下を尻を伐ル眞似をは牛ヲ追行御神夏ニ而御座候第武番ハ一ツ物與中少人ニ上下を兄を伐ル眞似をは牛ヲ追行御神夏ニ而御座候第武番ハーツ物與中少人ニ上下を兄を伐ル眞似をは牛ヲ追行御神夏ニ而御座候第武番ハーツ物與中少人ニと下を兄を伐ル眞似をは牛ヲ追行御神夏ニ而御座候第武番ハーツ物與中少人ニては古る

被爲成候御事帳之弓出候村方東西ニ立分リ相勤申候則御地頭樣ゟ御警固として御役人樣御出帳之弓出候村方東西ニ立分リ相勤申候則御地頭樣ゟ御警固として御役人樣御出同十三日之夜御神叓之儀者神ノ相撲之御神叓ニ而御座候此儀前條ニ申上候拾

朱印米之內夫々配分被成被遺候御事社人惣太夫神子幷御神支相勤候牛ノ渡リーツ物かけ馬右之者其に明神より御

これを整理すると

番(牛ノ渡り(白丁の子供が団扇で日を履い、黒牛に乗り、その後

を惣太夫というものが木刀で牛を追い行く)

・ 申二 (申二、長男)などにしょうの礼号では隻)として一つ物 (子供に裃を着せ山鳥の尾で飾ったたか笠を被る)

神子(神子が長柄の傘をさしかけられ馬でお渡りをする)

四番 かけ馬

子渡り・一つ物・相撲という構成であった。 この神事も、競馬・神あり、一つ物を風土記の和田神に付会している。この神事も、競馬・神島と同時に入御す是風土記所載(『播磨国風土記』福原註)の和田神な島と同時に入御す是風土記所載(『播磨国風土記』福原註)の和田神なの順でお渡りがあった。一つ物について「神社調書」には、「黍田村或の順でお渡りがあった。一つ物について「神社調書」には、「黍田村或の順でお渡りがあった。一つ物について「神社調書」には、「黍田村或

会 人身御供譚の一つ物

といっているが、昔、人贄を調理したことの遺式だという。当たると、一人異状に装って神輿渡御の地に着する。俗にこれを一つ物見氏の時代に厳禁し、贄代として青銅十貫文を寄進した。それでも祭に伝えによると、昔は祭典に人贄を供えるのが例であった。それを領主里伝えによると、昔は祭典に人贄を供えるのが例であった。それを領主里

いて、毎年村内の何れの家かへ白旗を立てる。その家の娘を要求する標常陸新治郡山ノ荘村の日枝神社の由来はこうである。昔此地に妖怪が

ねで、それには一つ物なる人身御供を馬にのせて行く。その後は白旗の騒ぎもなくなった。今でも祭事は主として妖怪退治のまが主命を受けて出張し、その怪物を射止めたところ年経る山猿であった。のたとの庄屋源兵衛が領主小野殿に訴へ出、半弓の達人市川孫之助であった。ある年東城寺(村内の大字)の某家へ白旗が立ったのを、小であった。ある年東城寺(村内の大字)の某家へ白旗が立ったのを、小

供譚がついたものであろう。 との二事例は神輿渡御に出ていた一つ物に猿退治型昔話である人身御

また、造り物人形の一つ物が伝播土着化する過程で、一つ物に災厄をまた、造り物人形の一つ物が伝播土着化する過程で、一つ物に災厄をまた、造り物人形の一つ物が伝播土着化する過程で、一つ物に災厄をまた、造り物人形の一つ物が伝播土着化する過程で、一つ物に災厄をまた、造り物人形の一つ物が伝播土着化する過程で、一つ物に災厄をまた、造り物人形の一つ物が伝播土

いて大宝沼から姿を消し、その後は村々に豊かな実りが続いた。中の知恵者が「一つ目の藁人形」を作って差し出したところ、白蛇が鷲の怒りにふれ、大洪水が起き農作物が不作となった。困り果てた村人のの怒りにふれ、大洪水が起き農作物が不作となった。困り果てた村人のおりにふれ、大洪水が起き農作物が不作となった。困り果てた村人のおりにふれ、大洪水が起き農作物が不作となった。因り果てた村人のを対して大宝沼に住む大白蛇が、秋になると大宝近郊の家の屋根に白羽の矢

時代の一つ物は放生会の神幸に風流としてお渡りしていたと推測される。地元ではこの一つ物が室町時代から続いているとの伝承もある。室町

の場合は人間、大宝八幡の場合は人形という違いがみられる。を付けて流す発想は宇治大幣神事にもみられる民俗変容であるが、宇治にも近く、宇都宮氏を媒介にして伝播した可能性もある。一つ物に穢れ大宝八幡宮は、鬼怒川流城に位置し、前述した宇都宮二荒神社に地理的

結果、 していく事例がある。 クカキの稚児が担っていくようになる。そして彼らに人身御供譚が付随 が指摘したように、中世宮座組織の解体によって祭が近世的に変容した(m) 供をミゴクカキに持たせ大御幣を献じることがあげられる。上井・橋本 その祭祀の特色の一つとして、宮座頭人が白蒸をはじめとする所定の御 の舞・獅子・田楽という芸能構成が伝承されていることからもわかる。 の村落祭祀の芸能にも影響関係があったことは、三方郡一帯の村落に王 と考えられている。この祭祀形態や祭礼芸能が、織田庄以外の周辺地域(ધ) 十八所社(現織田神社)ももと、この二十八所の分社であり二十八所社 織田庄の鎮守社で近辺十数村が氏子圏であるのに加え、三浜町佐田の二 考えられる事例が若狭に存在する。 の祭祀形態(王の舞・田楽・一つ物・御幣)が織田庄域に伝播土着した 中世祭礼における神幸の風流一つ物と人身御供譚の一つ物が重なると 一つ物に与えられていた稚児による風流の機能を御幣差しやミゴ 本節田であげた宮代の二十八所社は

って神社に参拝した。神社にいたると御幣を神社に納め、幣差・ショッしである。以前には、顔を猿面に作り頭屋が肩車に乗せ行列の先頭に立(一、二才)が産着の上に赤い袖無しを着て、付添いの肩車に乗る習 わ三方郡三方町北前川の前川神社の祭礼には、ショットとよばれる子役

の遺風によるものであろうといわれている。 ・両少年は祭礼の終わるまで神殿の側らに座す。 これは古来の人身供饌

によれば昔は少女一名を、人身御供に供したといい伝えられている。 社誌』は、 夫、正殿は本殿に昇殿でき、太夫が正殿に盃を勧めて終 わる。『敦賀神 てから、 た、岩身重太郎の武勇伝中にでてくる狒々退治は、 敦賀市刀根の気比神社の一二月三日の霜月祭では、 それぞれ行列を作り頭屋から神社にむかう。 いい伝えられている。」と記している。 この盃事を「これは人身供犠に関した行事と考えられ、 刀根での出来事であ 東西両座に分かれ その列に加わる太 口碑 ŧ

た。

餅を他の神饌とともに神前に供える。 れている た宮に毎年秋に村内の娘が大蛇の人身御供として捧げられた、と伝えら 敦賀市櫛川の別宮神社の四月三日は御供参りといって、 別宮社の境内にあった蛇神を祭っ 村内の娘に小 るとも、

る。 体をこの島に迎えていた) が船にのって神幸する。 伝承があるからである ゴク)と認識されて人身御供の伝承が付加されていったものであろうか。 ミゴクカキは御供舁きから、語彙の民俗的想像力により(人)身御供(ミ 前述した熊野速玉神社の御船祭では、(※) 一つ物と共にお渡りした巫女に人身御供譚が付着する事例もあ その理由は、 に住む龍神への人身御供の名残であるという 亀島 一つ物と共にお渡りした巫女 (江戸時代まで神幸船の御神

めにあり、 以上の事例より、 以後人身御供譚がその説明体系として結びついた、 人身御供伝承の一つ物は、 先ずお渡りの一つ物が初 と推定さ

> れる。 しての存在意義が忘れられたところからきたものと考えられる。 それは近世以降のことと思われ、 お渡りにおける一つ物の風流と

(美) 舞楽楽所首官の一者

日条、 長を勤めた長寿殿は篳篥、 堂仏出御に際して行われた舞楽開始の大太鼓を八講屋の前で打つのは 日社家日記』に散見される。『祐賢記』文永四年(一二六七)七月二五 うとした時、 福寺僧である僧綱と中門大衆が舞童の小児や長寿殿、 大太鼓を打つのである。 者狛近泰であり、これも注目を受ける立場である。同日記同年一○月に い最も注目を集める存在である。 と思われる。楽所の一者が祭礼において如何に認識されていたかは『春 舞楽楽所の首官、 『教訓抄』には「一者」とあるので、「ひとつもの」と発音したもの 興福寺維摩会延年の図13が描かれ、 ||末物少々参著、 春日社の舞殿における舞楽の始 めに、「一物近氏符衣・光葛二物 楽屋の外にだす策を打ったのが一者狛近康である。 奉行を一者といい、 陵王ヲ始テ奉教也、」とあり、 前述した春日社の弘安六年臨時祭において、 宝珠殿は笙を奏する左方の楽人でもある。 同日記建治四年(一二七八) 左方を狛、右方を多氏が独占し 狛近安はまさに衆人環視のもと 宝珠殿を争い取ろ 一物は始めに舞 興福寺金 馬 興

は

と呼んだ可能性も考えられるのではなかろうか。 あることと同義に記憶され、 の注視の的であり、 このように南都の法会や祭礼の舞楽において、 一者という言葉は祭礼・法会において目立つ存在で 祭礼に馬長童が導入された時、 楽所の首官一者は観衆 それを一者

(量) 延年風流の一つ物

内容は次の通りである。 流 日の蓮華会に講堂において行われた。天正二年(一五七四)の延年大風 年 「王母捧明珠穆王事」の走り物として一ツモノが登場する。 (一五一五)より天正一三年(一五八五)まで、 |武峰延年は古くは常行堂修正会において、記録に見える限り永正二 七〇年間、 六月一五 同風流の

周の穆王の代世がよく治まり、

崑崙山の仙室の中に西王母

(中国に古

おける四座立合能で、 年(一四六五)将軍義政若宮祭見物のため南都下向の折の宿所一乗院に 通して春日興福寺と多武峰の芸能は深く関わっていた。 徳元年 (一三八四) とが交代で参勤する習わしであった。大和猿楽四座は観阿弥の晩年(四) 通称されていた。 であると思われる。 この一ッモノの実体は明らかではないが、 授ける。 百官卿上も衣儀を正して王母を待つ。そこへ王母が出現して王に珠玉を く信仰された女仙)が常に訪れ、王と言を交わし、 々である。 '知られる実馬・甲胄を用いた多武峰様猿楽) を披露している。 この風流の走り物に「一ツモノ この瑞祥をよろこび、舞楽を奏して王母をもてなす。 明朝には明珠を献ずべしとの約ありというので殿上を飾り、 室町期には、 没 多武峰寺の維摩会には猿楽が演ぜられ、八講猿楽と 夜討曽我などの切組物に具足能(八講会猿楽とし には、 春日興福寺参勤に参勤しており、 観世・宝生の二座と、金春・金剛の二座 山ノケタモノ 鳥以下」が登場する。 春日若宮祭礼の一つ物の影響 佳遊をなすことも度 例えば、 この年 寛正六 猿楽を 室

初献参り候テ、

アセニ、

れるが実体は不明である。 使用の可能性はなく、 は十分考えられょう。講堂内で行われる延年における一つ物に実物の馬 多武峰の芸能に春日若宮祭の一つ物が目立つ趣向として導入されたこと 本節因で指摘した通りである。延年風流の演者は多武峰寺僧であるが、 の若宮祭の渡り物には、 ただ目立つ趣向としての稚児の走り物とも推測さ 第一番に造り物の一つ物が登場していることは、

狂言風流の一つ

(元)

囃子物(歌舞)風流(本稿でこれまで論じてきた祭礼の風流)と狂言風 文一四年(一五四五)正月一三日条 流との緊密なかかわりを物語っているという。 この一物は狂言風流化した一つ物であり、 に「一、式三番ニ、種ペノ一物出ル事有。 にとりこまれた一つ物に言及している。氏によると、『矢野一字聞書』(四)(四) 天野文雄は「狂言風流の成立」という論文において、(ミシ) 一つ物の呼称が祭礼における 笛ニハ吹事ナク候。」とあり、 氏はさらに『私心記』天 狂言風流のなか

があったという。 狂言方の芸能として翁の中に採り込まれてゆく(『矢野一字聞書』)要因 るものであったといい、 を指摘し、能の間に狂言と一物が演ぜられ一物は狂言と性格を同じくす 一物ナドアリ。 御能ハジマリ候。 その背景として、 風流たる一物のこうした性格にこそ狂言風流が 松バヤシ七番丹後セラレ候。 天正頃から近世初期にかけて活躍し

た南都禰宜衆がもとは春日社水屋神社の神事に勤仕する神人であったこ

と記している。

廣橋へ見物、

入破、くれは有之、種々一物狂言也、

罷向見物了、」

とが囃物風流と狂言師との接点になったことをあげている。

風流を見物し、夜広橋家を訪れている。そこで 彼は、「亥刻諸奉公衆風ていた。言継は昼間、「上京日々風流、此邊徘徊之事見物了、」と上京の風流の一つ物である。七月一九日、京都において盆の風流踊りが行われ天文二一年(一五五二)七月、山科言継が広橋家でみた一つ物も狂言

であろう。 らかに憑坐として神と認識されていたなら、舞台にのることもなかったらかに憑坐として神と認識されていたなら、舞台にのることもなかった一つ物を風流と認識していたことのなによりの証左となる。一つ物が明延年風流、狂言風流に一つ物が取り込まれた事例は、遊僧や狂言師が

三 一つ物の成立と伝播

しているからである。 検討しなおしてみたい。それが、民俗学者の典型的な一つ物観を映し出や計しなおしてみたい。それが、民俗学者の典型的な一つ物観を映し出一つ物研究の最新成果である東条寛が提出した一つ物の五つの特徴を

あろう。

らない」とする忌禁を伴うことも多い。(人ならざるものの移動)一、移動にあたって、馬に乗ることが一般的 であ り、「土を踏んではな

三、度即門で、申興つ重竹、ある、よ度の二、一般的に童児によって勤められる。

位置を占める。三、渡御列で、神輿の直前、あるいは渡御列の先頭など、重要とされる

紙手を付けた笠を着用する。(人間としての個性を離れて特別な存在、これを勤める者は、顔に特殊な化粧を施したり、あるいは山鳥の羽、

四

に変身)

これらに対する私のそれぞれの見解を以下に述べてみたい。五、これを勤める者は、厳格な精進潔斎を要求される。(神への変身)

徴的意味を見出すことはできない。、祭礼の諸役が騎馬で渡御する場合は多く、馬による渡御に宗教的象

二、これは妥当であろう。

台が豪華になると、そちらに人気が出、一つ物は神輿神幸の先駆や供三、それほど顕著な傾向はなく、むしろ永島が看破した如く、神輿や屋

奉従属に堕していった、と考えられる。

神の方が多くなってしまう祭や芸能も多い。笠や化粧は装飾的趣向でらされた趣向である。笠や化粧を神への変身の装置とすると、人より一つ物の笠は風流笠であり、化粧とともに目立つことを目的として凝四、笠の象徴性は通過儀礼や年中行事など民俗社会には多々みられるが、四、笠の象徴性は通過儀礼や年中行事など民俗社会には多々みられるが、

い。それでは本稿の結論を整理してみよう。けるか、否かが決まるのであり、精進潔斎は一つ物のみの特徴ではな五、前近代社会においては、祭の諸役の精進潔斎によって、神が祭を享

(一つ物の成立・伝播について)

獅子舞・十列・巫女神楽・相撲・競馬・流鏑馬という当時の典型的な祭一つつ物は平安末期に畿内の祭礼において、馬長(童)が田楽・王の舞・

や宮座が解体・変質すると多くのものは消えていった。 法華八講に出ていたのである。 党による祭祀において、一つ物は九日会に出ており、 の一つとして、 初期以来、 宮・日吉の各祭などをも射程にいれて考えるべきである。 例で指摘したように、 系の神事芸能構成の一つとして伝播した。九州の坂東寺、大善寺、 大谷寺・白山・宇都宮・若狭などへは、 成立の場は、 て認識され記録されたと思われる。一つ物の成立は、 の場合は、 礼芸能の構成に組み入れられることによって成立した。 畿内の祭礼・法会芸能から各地へ伝播していった。 一つ物の呼称はなく、 永島のように宇治や春日に限定せずに、 九州の宗像・北岡・藤崎・柞原などへは、 初めに一連の芸能構成ありき、 各地に土着した一つ物は、中世祭祀組織 一連の芸能構成の成立後、 天台―日吉社系の神事芸能構成 植木が王の舞の事 なのである。 白山や園城寺では 馬長 祇園・稲荷・今 一つ物は中世 ある場所では 八幡社放生会 一つ物とし (童) 平 泉 • 松浦 その 単独

(一つ物の範囲について)

人身御供譚が付加していった。

を採用すべきなのである。 垢がついたことばである。 を一つ物とするのは誤りなのである。 憑依童児の存在を否定するものではない。 礼における多くの象徴が一つ物となり収拾がつかなくなる。 一つ物的」とする言説がまかり通っている。 つ物の範囲設定に際しては自重を必要とする。それでなければ、 そこで文献上、 憑依童児を学術的に定義するのなら他の用語 一つ物は史料上の名辞であり、 伝承上、 しかし、 勿論本稿は祭礼における 一つ物という呼称が 憑依童児の学術用語 憑依童児を 祭 手

を鮮明にするために一つ物・馬長に絞って考察を加えた。
・走り馬の一連の芸能構成が伝承されていた。本稿では一つ物の輪郭物に入れることができる。当社における一つ物が出る祭には、田楽・獅物に入れることができる。当社における一つ物が出る祭には、田楽・獅りに入れることができる。当社における一つ物が出る祭には、田楽・獅りに入れることができる。当社における一つ物として考えられてきた、福島県いずる必要がある。例えば、従来一つ物として考えられてきた、福島県いずる必要がある。

(一つ物の意味と呼称について)

各地に伝播して土着化した結果、 にあった。 た可能性は否定することはできない。 へと解釈され現在の定説となっている。 態がないことから祭の象徴となり、 一つ物の従者が一つ物と誤認されている程)、近代になって民俗学者に 命脈を保ち得た。それが現在の一つ物であろう。一つ物は元来神賑であ を自然と醸し出す稚児や人形が動員されることによってのみ、 えていったのであろう。そのなかで、「巧まずして生まれ出る味わ 流の一つ物は芸もなくマンネリ化がすすみ、多くのものは飽きられて消 などを除いては毎年繰り返される)のなかで、 より憑坐と解釈された。 ったので行列に参加する宗教的意味は希薄で(春日の場合は近世に既に 一つ物はもともと若者や大人も勤め、 一つ物の本質が、 しかし、祭という同一の形が繰り返される行為 本来の俗 柳田は一つ物に神を見出し、 (渡り物の一種)から聖 その地において憑坐と認識されて 神聖化してゆく速度が早まっていっ しかし、 もともと風流であった一つ物が その生命は意外性や目立つ趣向 それは民俗変容の結果で 一回性を真骨頂とする風 一つ物には芸、芸 (神霊の憑坐) (式年の遷宮 愛でられ

である。 出自をもつ一つ物が、ますます宗教的に潤色され、縁取られていったの出自をもつ一つ物が、ますます宗教的に潤色され、縁取られていったのらず現在一つ物の本質は概ね憑坐論で論じられる。「宗教的 な中 世」にあり、九○○年に亘る「一つ物史」からいえば変形である。にもかかわあり、九○○年に亘る「一つ物史」からいえば変形である。にもかかわ

額)で購入されている。所詮風流の入用道具なのである。一つ物はその発生の平安期の祭礼において、すでに神輿とともに登場していることは『年中行事絵巻』や文献史料からも明らかである。神学な力が宿るとされた、一つ物が頭上に挿す山鳥尾にしても、前述『大乗な力が宿るとされた、一つ物が頭上に挿す山鳥尾にしても、前述『大乗な力が宿るとされた、一つ物が頭上に挿す山鳥尾にしても、前述『大乗な力が宿るとされた、一つ物が頭上に挿す山鳥尾にしても、前述『大乗な力が宿るとされた、一つ物が頭上に挿す山鳥尾にしても、前述『大乗な力が宿るとされた。

(パレード)における風流である。 一つ物の本質は、渡り物・神幸・神のみ ゆき(お渡り)・渡御・行列

のである。舞楽首官名も、一者・二者・末者と順序をいう。 いであるという。民俗学者が一つ物神聖説に傾斜していったのも、一つ= に思われる。一番最初にお渡りをする、群を抜いて一番目立つ、という に思われる。一番最初にお渡りをする、群を抜いて一番目立つ、という に思われる。一番最初にお渡りをする、群を抜いて一番目立つ、という に思われる。 番泉難い大切な、というイメージ連鎖によるものであろう。 に思われる。 一番最初にお渡りをする、群を抜いて一番目立つ、という に思われる。 一番最初にお渡りをする、群を抜いて一番目立つ、という に思われる。 一番最初にお渡りをする、 一つ物の条件は一つないし は少数 のである。 舞楽首官名も、一者・二者・末者と順序をいう。

どの仮装が出た。この風流踊りは天文から文禄頃まで、 演じた。 神の臨時祭礼に象徴された。この折り演じられた芸能は猿楽・田楽・風 (一六○四)八月の豊臣秀吉七回忌を期して執行せられ た 京都豊国大明 である。 図 14 やかな花傘でそれぞれに趣向をあらそった。 れた。風流踊りは上京より上立売組・下立売組・新在家組、 流踊りで、 して連綿と演じ続けられてきた踊りの再現であった。 手に花枝を持ち、 しとら組・中の組の計五組が、それぞれ一○○人宛ての踊り子を出し華 大明神御祭礼記録』において、 中世末期、 田楽は、本座・新座の田楽衆が競い、楼門前の石段下で演じら 猿楽は四座の大夫を揃え豊国社中門の手前に敷舞台を設けて 京の芸能は風流に席巻された観があり、 中踊りとして大黒・布袋・毘沙門・ 中踊りの仮装風流を一つ物と記録したの 側踊りは揃いの衣装に花傘 太田牛一は『豊国 鍾馗・異人・筍な それは慶長九年 盆の風流踊りと 下京よりう

を集 大臣 する所有 又判官義経一谷鎮皆か峯攻落したる所有 之跡より団扇を持て仰ぎさ すりつめりたる風情も有 跳子百人に一つ宛 色々様々思々異風躰を出立て 山路牛に乗て笛を吹きたる所有 一つ物と云事有 富士之すそ野の鹿をからせて御覧 或は大黒 比丘尼胎みたるを先ニ立 布袋 頼朝八州之射 毘沙門 坊主 鍾馗

て目立ち、過差を競う一回性の風流こそ一つ物の本質であった。として記され描かれたのである。図14・15何人いようが、趣向を凝らしきた風流踊りの最期の光芒である豊国臨時祭礼にいたって、風流の中心平安期に成立した一つ物は、安土・桃山時代を通して踊り続けられて

りは行われなくなり、以後風流踊りは地方に京文化とともに伝播する。 るようにまさに近世がその頂点であろう。 全国的な風流文化という点からみると、各地の祇園系の祭などが象徴す 江戸幕藩権力の成立とともに、京においてこのような大規模な風流踊

握しており、 については今後の課題としたい。 本稿では一つ物を平安から中世にかけての祭礼芸能・風流の所産と把 各地に土着し近世風流文化に変質していった一つ物の消長

- (1) 第九巻、一九七五年、小学館刊。以下、辞典類以外の商業出版物は出版 社名を略する。
- 例えば、堀一郎『我が国民間信仰史の研究』(二)宗教史編一九五三年。 萩原龍夫「祭り方」『日本民俗学体系』第八巻。
- 同 「まつりと象徴」『神々と村落』、一九七八年。
- 竹田聴州「神の表象と祭場」『日本民俗学体系』第八巻など。
- 3 『中世祭祀組織の研究』、一九六二年。
- 4 『歴史地理』第一一巻第一号。
- 5 報告』第26集、一九九〇年。 「若狭の一つ物―王の舞との関連に触れて―」『国立歴史民俗博物館研究
- 6 『郷土研究』二巻四号。
- 7 「土俗と伝説』一巻三号、一九一八年。
- 『日本民俗学』歴史編、一九三〇年、(復刻版)一九七七年。
- 研究』七号、一九八四年。「粉河六月会と速玉大社御船祭―童児頭人の歴 「粉河六月会と童児頭人―粉河祭の歴史民俗学的研究―」『和歌山地方史
- 史民俗学的研究―」『紀伊半島の文化史的研究』民俗編、一九八八年。 前掲「粉河六月会と速玉大社御船祭―童児頭人の歴史民俗学的研究―」。

- (11)「一つ物」『日本歴史』四六四号、 一九八七年。「播州の神事稚児『一つ 史研究』九七号、一九八七年。 物』」『兵庫県の歴史』二三号、一九八七年。「春日若宮祭と一つ物」『藝能
- 12 前掲「若狭の一つ物―王の舞との関連に触れて―」。
- 13 育委員会、一九八一年。 「上鴨川住吉神社の芸能」『上鴨川住吉神社の神事舞』、 兵庫県加東郡教
- 14 『兵範記』仁安二年六月一四日条。
- 15 『院政期社会の研究』所収、一九八四年。
- 16 「稲荷祭と市廛商人」『後期摂関時代史の研究』、一九九〇年
- 17 『藝能史研究』第四号、一九六四年。
- 18 『日本史研究』二〇〇号、一九七九年。
- 19 『鎌倉遺文』四二四〇号、後堀川天皇宣旨、『近衛家文書』。
- 20 前掲「春日若宮祭と一つ物」。
- $\widehat{22}$ 21 五味文彦前掲「馬長と馬上」より引用。 國質由美子「後白河院と祭礼」『歴史手帖』一五一六、一九八七年。
- 23 前掲「播州の神事稚児『一つ物』、「春日若宮祭と一つ物」。
- 24 前掲「中世祇園会の一考祭―馬上役制をめぐって―」。
- 25 定史籍集覧』一二)。 瀬田論文指摘、『百練抄』保延四年四月二九日条。「山門三井確執記」『改
- 26 『神道体系日吉』、景山春樹校注、一九八三年。
- 27 『日本祭礼行事集成』第一巻、一九六七年。
- 28
- 29 『中右記』天永二年六月一四日条。
- 30 『続群書類従』公事部、第一〇輯上。
- 31 山路興造「祇園御霊会の芸能」『藝能史研究』第九四号、一九八六年。
- 第一一巻の稲荷祭と異なり一組のみであり、 巻について」)。五味は前掲論文で第一二巻後半を稲荷祭と論じた。馬長は 『新修日本絵巻物全集二四 年中行事絵巻』(福山敏男解説「年中行事絵 五味説とは食い違うが、伝来

る点は、 と、第一二巻における馬長供奉人の風流笠とが、 性も考慮しなければならない。 大本『年中行事絵巻』第一二巻の稲荷祭の付箋とも相俟って五味説の可能 上の錯簡が原因であろう。第一一巻における二組目の馬長口取りの風流笠 風流の本質である一回性からみると同一人物の可能性もあり、京 全く同じ的と折れ矢であ

- 33 『春記』長久元年四月一九日条、六月一四日条
- 34 『水左記』承曆四年六月一四日条。
- 35 『中右記』長治二年六月一四日条。
- 37 36 『勘中記』弘安七年六月一四日条。 『百練抄』仁治三年六月一四日条。
- 38 林屋辰三郎・川島将生「祇園祭の歴史」『祇園祭』、一九七六年。
- 39 前掲「稲荷祭と市廛商人」。
- 40 「宇治離宮祭について」『中世芸能史の研究』第二章附説、一九六○年。
- 41 「春日若宮祭と一つ物」。
- 42
- $\stackrel{\frown}{43}$ 「民衆と芸能」『宇治市史』三、一九七六年
- 44 永島前掲「春日若宮祭と一つ物」より引用
- 45 昭和三五年現在、皆川英之助氏蔵(林屋辰三郎『中世芸能史の研究』よ
- 46 林屋前掲「宇治離宮祭について」より引用
- 47 林屋前掲「宇治離宮祭について」。
- 48 若原前掲「民衆と芸能」。
- 49 林屋前掲「宇治離宮祭について」。
- 50 「春日若宮祭と一つ物」。
- 『神道体系春日』永島福太郎校注、一九八五年
- 51
- 永島前掲「春日若宮祭と一つ物」。

天理図書館保井文庫蔵。

52 東大史料編纂所蔵影印本番号六一七一・二〇・一七春日神社文書。

- 55 『日本庶民文化史料集成』第二巻、 一九七四年。
- 56 同右。
- 57 『神道体系春日』永島福太郎校注、 一九八五年。
- 58 同右。
- 59 『佐賀県史料集成古文書編』第一巻、 一九五五年。
- 『佐賀県史料集成古文書編』第一六巻、 一九七五年。
- 『佐賀県史料集成古文書編』第一巻、 一九五五年。
- 『京都市の地名』、一九七九年。

『醍醐寺新要録』長尾宮編。

62 61 60

63

- 同右。
- 64
- 65 同右。

- 66 『京都市の地名』、一九七九年
- 67 68 『法隆寺別当次第』『続群書類従』補任部、 『明月記』。
- 69 『古今一陽記』惣社明神の条、能勢朝次『能楽源流考』一九三八年より

第四輯下。

『石川県の地名』、一九九一年。

引用。

71

『三宮古記』『白山史料集』上巻、一九七九年。

- 73 $\widehat{72}$ 同右。 同右。
- 75 『鎌倉遺文』四六二三号。

74

吉田東伍『増補大日本地名辞書』第四巻

西国、一九七一年。

- 76 『続日本絵巻大成』第一九巻、 一九八四年解説
- 78

77

『寺門傳記補録』第二巻。

- 福田以久生、村井章介編『肥前松浦党有浦文書』、一九八二年。
- $\widehat{79}$
- 80 『日本庶民文化史料集成』第二巻、 一九七四年。
- 森末義彰「美麗田楽史料附玉垂宮并大善寺仏神事記解題」『日本庶民文

化史料集成』第二巻、一九七四年

- 82 『日本祭礼行事集成』第七巻、一九八二年。
- 83 小島鉦作・梅田義彦・岡田米夫編、一九六六年。
- 史』資料編5、中・近世三、一九八五年。 例えば、文保元年(一三一七)三月一八日 「法華八講会差定」『福井県
- 85 同右。
- 86 『福井県史』資料編8、中・近世六、一九八九年
- 87
- 88 上井久義「宮座儀礼の構成」『日本民俗の源流』、一九六九年。
- 89 橋本裕之前掲「若狭の一つ物─王の舞との関連に触れて─」、一九九○
- 91 90 『日本絵巻大成』第二二巻小松茂美解説、一九七九年。 前掲『福井県史』資料編8。

92

- 『伊根町誌』上巻、一九八四年。
- 94 黒田日出男『[絵巻] 子供の登場 中世社会の子ども像』、一九八九年。
- 95 『香川県の地名』、一九八九年。
- 96 『香川県史』第八巻、資料編 古代・中世史料、一九八六年。
- 『日本祭礼風土記』第一巻、一九六二年。
- 一九八六年。 山路興造「宇都宮二荒山神社式年造営芸能記録」『藝能史研究』九二号、
- 99 同右。
- 100 同右。
- 101 『群書類従』神祇部第二輯。
- 102 「案内書」日本競馬史編纂委員会編『日本競馬史』、一九六六年。
- 103 『経覚私要鈔』寛正三年五月五日条。
- 『日本祭礼行事集成』第九巻、一九八七年。
- 宮家準「熊野速玉大社の御船祭」『稲・船・祭』一九八二年。

- 106 『熊野速玉大社古文書古記録』、一九七一年。
- 107 同右。
- 108 宮家準前掲「熊野速玉大社の御船祭」。
- 109 『熊野速玉大社古文書古記録』。
- 110 『太子町史』第二巻、一九八九年。
- $\widehat{\mathbf{III}}$ 文化財保護委員会編『やまの神事』西谷勝也執筆、一九六六年。
- 112 兵庫県立歴史博物館編『播磨総社 中へ一 三つ山』一九八七年。
- 113 中巻、一九三八年。
- 114 前掲『やまの神事』より引用。
- 115 同右。
- 116 前掲『播磨総社 一つ山 三つ山』より引用。
- 117 前掲『やまの神事』。
- 118 『熊本県の地名』、一九八五年。
- 119 『日本祭礼行事集成』第二巻、一九六九年。 同右。
- 121 120 『日本祭礼行事集成』第二巻、一九六九年。
- 122 『兵庫県史』史料編中世二、一九八七年。
- 123 『兵庫県神社誌』中巻、一九三八年。
- 124 して丨」『粉河町史研究』五号、一九七九年。 児玉正之「粉河祭について(その一)―近世における「お渡り」を中心と

前掲「粉河六月会と童児頭人―粉河祭の歴史民俗学的研究―」、「粉河六

126 『和歌山県史』中世史料一、一九七五年。

月会と速玉大社御船祭―童児頭人の歴史民俗学的研究―」。

125

- 127 『粉河伯市講文書』「栗栖伴頭旧記」の写し。
- 128 月会と速玉大社御船祭―童児頭人の歴史民俗学的研究―」。 前掲「粉河六月会と童児頭人―粉河祭の歴史民俗学的研究―」、「粉河六
- 『熊本県の地名』、一九八五年。
- 『日本祭礼行事集成』第六巻、一九七三年。

- 132 131 『菅江真澄全集』第一巻、一九七一年。 新井恒易『続中世芸能の研究』、一九七四年より引用。
- 133 同右。
- 134 『兵庫県神社誌』中巻、一九三八年。
- 135 高砂市郷土研究会編『高砂市史曽根編』一九六四年より引用。
- 136 兵庫県印南郡役所編、 一九一六年。
- 137 『兵庫県神社誌』中巻、一九三八年。
- 139 138 同右参照。 曽根文省「東播磨の一ツ物神事」『近畿民俗』六四号、一九七五年。

157

141

140

『兵庫県神社誌』中巻、一九三八年。

- 142 『明治神社志料』上巻、一九一二年
- 143 吉原春園「人身御供と一つ物」『郷土研究』第三巻第八号、一九一六年
- 144 茨城の神事編集委員会編『茨城の神事』一九八九年。
- 一九七八年参照。 山路興造「荘園鎮守社における祭祀と芸能」『藝能史研究』 第六〇号、
- 146
- (⑴) 上井久義前掲「宮座儀礼の構成」。橋本裕之前掲 「若狭の一つ物―王の 舞との関連に触れて─」、一九九○年。
- みごくかき=(人)身御供という認識があり、本稿では斎藤のあげた事例 藤の研究者としての判断で人身御供伝承の範疇に加えている。 に人身御供伝承がなくとも、祭礼においてミゴクカキがでている事例を斎 同論考は橋本論文でも指摘されているように牽強付会の嫌いもある。在地 のなかでも、 斎藤槻堂「若狭における人身御供考」『若狭郷土研究』第一四巻第五号。 在地に確かな伝承が認められると判断できる事例を検討した。 斎藤自身に、
- 宮家準前掲「熊野速玉大社の御船祭」。
- 150 本田安次『多武峰延年―その臺本―』、一九八七年。
- 151 天野文雄「能楽史をめぐる諸問題」『岩波講座能・狂言1能楽の歴史』

九八七年。

- 152 『芸能』二四―七・八号、一九八二年。
- 153 『中世文学 資料と論考』、一九七八年。
- 154 『言継卿記』。
- 155 同右。

156

- 月会と速玉大社御船祭―童児頭人の歴史民俗学的研究―」。 前掲「粉河六月会と童児頭人―粉河祭の歴史民俗学的研究―」、「粉河六
- す』、一九九一年を参照。 討したが、大人になっても童名を名乗る芸能者という視野は賤視の問題と も関わり重要な課題である。例えば、網野善彦『日本の歴史をよ み なお いいかは問題となるところであろう。祇園会馬長童については本稿でも検 平安期の日記の馬長童や、諸祭祀記録の「…丸」を直截的に幼名として
- 158 ○、一九八三年を参照のこと。 例えば、小松和彦「簑笠をめぐるフォークロア」『現代思想』 一一―一
- 159 岩崎敏夫「農耕神事の一形態―いわき市御宝殿熊野神社祭礼の分析―」 前掲「上鴨川住吉神社の芸能」。
- 161 橋本裕之前掲「若狭の一つ物―王の舞との関連に触れて―」。

(『東北学院大学東北文化研究所紀要』一)。

162

- ものの特質がある。 中世はきわめて宗教的な社会であることだ。 端的に示してくれているのである。もちろん、その大前提として中世その 場合子供の役であり、子供が神の「憑坐」にふさわしい姿であることを、 中世の子どもたちは、そうした大人社会の周縁に生きていたのであり、神 論じられている。 仏に祈る場や機会を大人たちと同様にもっていたことに、注意したい。」と 島明神縁起』に見られるように、神幸の中心をなす「一つ物」は、多くの 黒田日出男前掲『〔絵巻〕子どもの登場 中世社会の子ども像』には「『浦 (中略)
- 163 『日本庶民文化史料集成』第二巻、一九七四年。

寛正参年至4九月廿六日(一四六二)

(付記)

専・御協力いただいた。末筆ながら感謝する次第である。 中総力ではたいた。末筆ながら感謝する次第である。 日中総先生には近畿地方寺社史題番号○二七一○一三六の成果の一部である。田中総先生には近畿地方寺社史題番号○二七一○一三六の成果の一部である。田中総先生には近畿地方寺社史題番号○二七一○一三六の成果の一部である。田中総先生には近畿地方寺社史題番号○二七一○一三六の成果の一部である。田中総先生には近畿地方寺社史題番号○二七一○一三六の成果の一部である。田中総先生には近畿地方寺社史題番号○二七一○一三六の成果の一部である。田中総先生には近畿地方寺社史題番号○二七一○一三六の成果の一部である。

(補記)

校正の段階で二つの事例に気付いたので補足しておく。

栄山寺の事例

し、中世までは興福寺の末寺であった。九)藤原武智麻呂が創建したと伝え、以来藤原氏の氏寺として多くの寺領を有九)藤原武智麻呂が創建したと伝え、以来藤原氏の氏寺として多くの寺領を有奈良県五條市小島町の学晶山栄山寺は真言宗豊山派に属し、養老三年(七一

(『五條市史史料編』一九八七年)がある。 栄山寺と水戸彰考館に伝来する栄山寺文書に「栄山寺九日神事評定証文案」

日事書定おかるゝ処也、仍後年支証状如件、日事書定おかるゝ処也、仍後年支証状如件、日事書定おかるゝ処也、仍後年支証状如件、鳥帽子上下にて渡候間、八四五十年以来、理趣三昧にて法事を取沙汰申候、烏帽子上下にて渡候間、四五十年以来、理趣三昧にて法事を取沙汰申候、烏帽子上下にて渡候間、百四五十年以来、理趣三昧にて法事を取沙汰申候、烏帽子上下にて渡候間、百四五十年以来、理趣三昧にて法事を取沙汰申候、烏帽子上下にて渡候間、百四五十年以来、理趣三昧にて法事を取沙汰申候、烏帽子上下にて渡候間、百四五十年以来、理趣三昧にて法事を取沙汰申偿、烏帽子上下にて渡候間、百姓市の大田神事、一物之事如昔あるへき之由、百姓方訴訟申之処也、雖然

年 明王院 牧村

六蔵村

年**預和慶**房

う。 さは承引しがたいと固執した。しかし神事測り難しとて神鬮により決めたとい当年も同様とすべく、百姓らの主張する烏帽子裃で九日神事のお渡りをするこが起った。寺では四、五十年来理趣三昧にて法事を取沙汰したのであるから、寺と寺領の小嶋・六蔵・牧三ヶ村の間に九日神事の一物のことについて相論

村落の頭屋行事の装束を持ち込もうとしていたものと解釈できる。 百姓たちは、一つ物のお渡りに烏帽子裃で参加したがっており、寺の行事に

山寺のこの史料を挙げている。

記『明月記』に記している。 建仁二年(一二〇二)四月、藤原定家は水無瀬辺りに辻祭があったことを日大山崎天神八王子社の事例

年營此事云々、施種々風流、渡了遊女退下、御向殿了、退下宿所、八日、(中略)此邊过祭、二社被御前、其中一方頗副田楽等供奉、土民等毎

十日、(中略) 辻祭如一昨日、

とが論じられている。 とが論じられている。 大学、一九七六年六月及び「中世共同体論の再検討」『日本史研究』一七一六六号、一九七六年六月及び「中世共同体論の再検討」『日本史研究』一七一六六号、一九七六年六月及び「中世共同体論の再検討」『日本史研究』一七一次分別、一方の世界は、小西瑞恵(「地主神の祭礼と大山崎惣町共同体」『日本史研究』

そして、た祭を大山崎と近辺の村々の神人が石清水八幡に奉仕する日使頭祭と比定した。た祭を大山崎と近辺の村々の神人が石清水八幡に奉仕する日使頭祭と比定した。に「今日山崎民家悉經營有毎年祭禮云々、其路渡播磨大路参八幡云々、」と記し氏はまた、これとは別に定家が『明月記』建永二年(一二〇七)四月三日条

離宮八幡宮 --- 日使頭祭

天神八王子社—天神八王子社祭礼

という祭祀の二重構造を明らかにされたのである。

はない。七六年に収録)の新出以来大いに進んだが、未だ祭礼それ自体の研究は充分で七六年に収録)の新出以来大いに進んだが、未だ祭礼それ自体の研究は「童使出銭日記」七冊(『島本町史史料編』、一九

神八王子社祭礼は両座合同で営まれていた。 座は四人の長者から成り、長者には一長者から四長者までの順位があった。天座は四人の長者から成り、長者には一長者から四長者までの順位があった。天まれていた。長者座は五位川座と溝口座の両座で構成されており、それぞれの中世末の大山崎における天神八王子社の祭礼は大政所長者座を中心として営

(ママ) 「九八三年)によると、天神八王子の祭礼は以下の様であった。 五月吉日に惣中として定めた「天神八王子御神事帳」(『大山崎町本 史文編』、中世末より近世初頭成立の「重使年中行事覚書」や、慶安二年(一六四九)

八日の神幸祭、最後に御壇を撤去する「御檀上げ」をもって終わる。申」、五日は大政所および惣長者での「拍子合」、六日は神輿迎え、七日の宵宮、四月吉日の「御檀つき」、二日は神子座が榊舞・立神楽を奏する「惣長者夜

よりカケ物 足百文此座へ出、(中略)四月九日 ハケ物長者四人内不参ナレ共マイラセラレル、(中略)コウトウ方「童使年中行事覚書」には翌九日の条に次のように記されている。

也、一物ハケノ時、箱ニ二百文ハ馬ヲサ役足料足也、入फハヌ時ハ一長者トク分一物ハケノ時、箱ニ二百文ハ馬ヲサ役足料足也、入फハヌ時ハ一長者トク分

高牧賞は「一物ハケノ時」を「一、物分けの時」と解し、出仕者が神事祭礼もあるまい。

5、141.5。 長役料足に箱銭二百文をあて、馬長役不要の年には一長者の得分として配分す長役料足に箱銭二百文をあて、馬長役不要の年には一長者の得分として配分する。「一物ハケノ時」を「一物分けの時」とし、 一物勤仕者の禄として馬

本学区の四月三日の日使頭祭においても馬長が出ている。 離宮八幡宮の四月三日の日使頭祭においても馬長が出ている。離宮八幡宮の四月三日の日使頭祭においても馬長が出ている。 と日使頭祭には田楽・細男も演じられている。 と日使頭祭には田楽・細男も演じられている。

その他が贈られていた。 おの他が贈られていた。 に立っては「田楽送物」の習わしがあり、「大瓶一清酒」らし」が有り、祭礼に先立っては「田楽送物」の習わしがあり、「大瓶一清酒」は田楽の楽頭への禄であろう。四日の神幸祭では五位川の御旅所で「田楽打なは田楽の楽頭への禄であろう。四日の神幸祭では五位川の御旅所で「田楽打な「童使出銭日記」天神八王子社祭礼でも鎌倉期より田楽が演ぜられ(先述『明月記』)、

ここでも一つ物は、田楽・王の舞とともにあったのである。あり、王の舞は社属の神人によって担われていたことがわかる。年(一五八九)の「社家諸神人持高目録写」に「一 弐石 王舞神人弐人」と二人が来て饗にあずかり、別に太鼓持二人がいて飯を給わるとある。天正一七また、この祭には王の舞も演じられた。「天神八王子御神事帳」には「王舞」

(国立歴史民俗博物館民俗研究部)

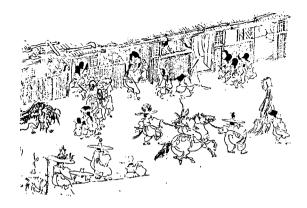


図1 『年中行事絵巻』

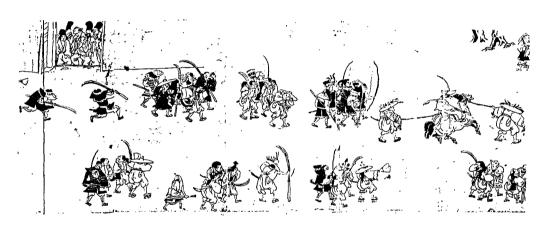


図2 『年中行事絵巻』

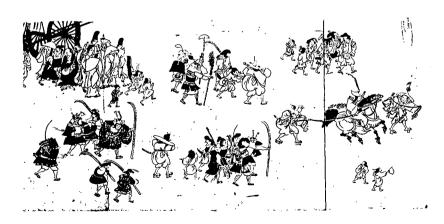


図3 『年中行事絵巻』

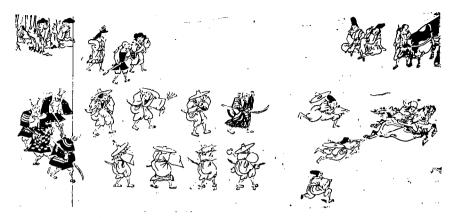


図4 『年中行事絵巻』



図5 『宇治旧記』



図6 『春日若宮御祭禮松下行列圖』

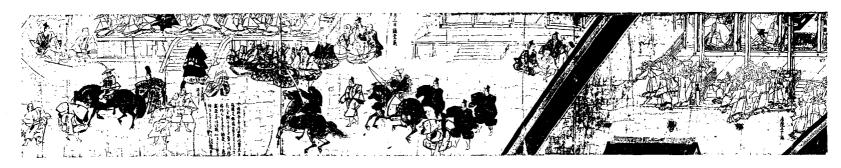


図7 『天狗草紙』







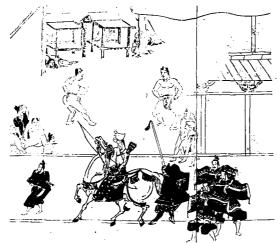




図8 『宇良明神縁起』



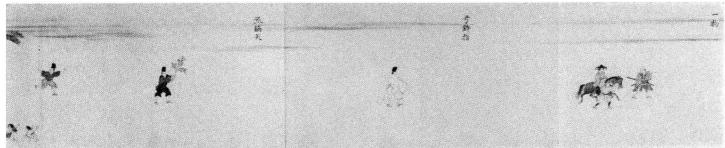




図9 『伊和大明神臨時祭之画図』(姫路市教育委員会蔵)

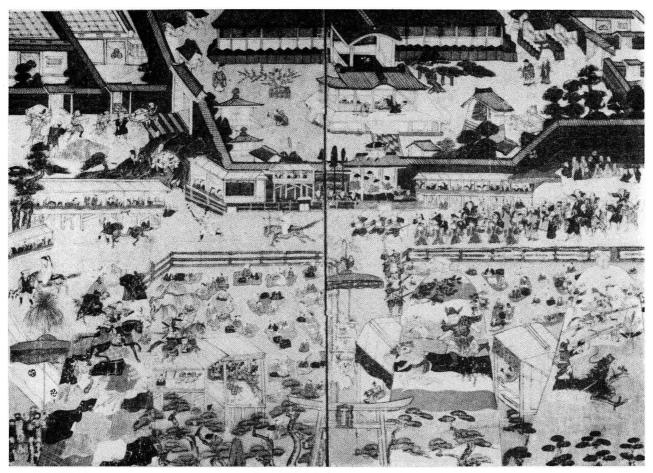


図10 『三つ山祭礼図屛風』(兵庫県立歴史博物館蔵)

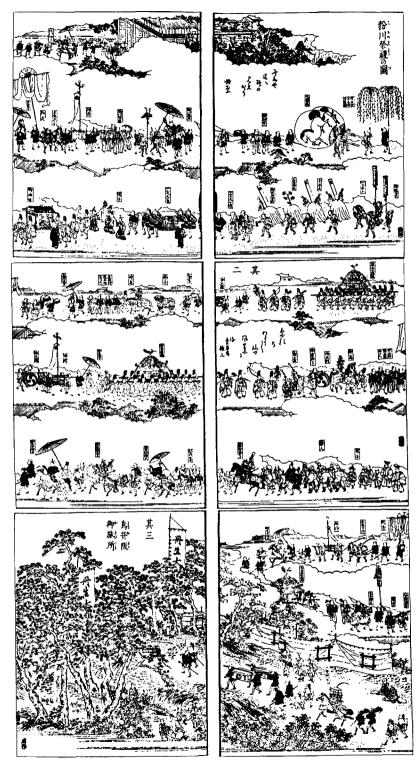


図11 『紀伊名所図絵』

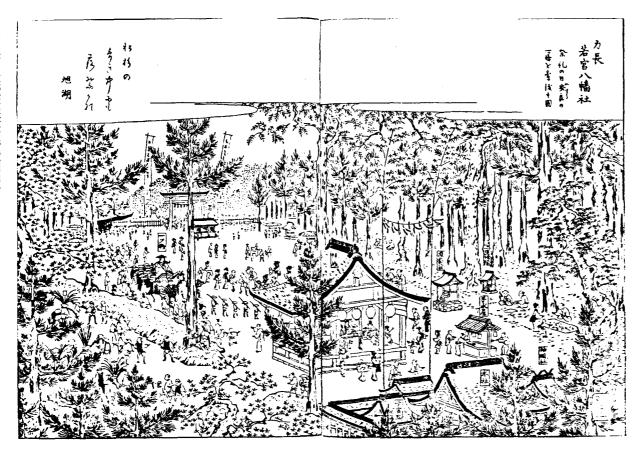
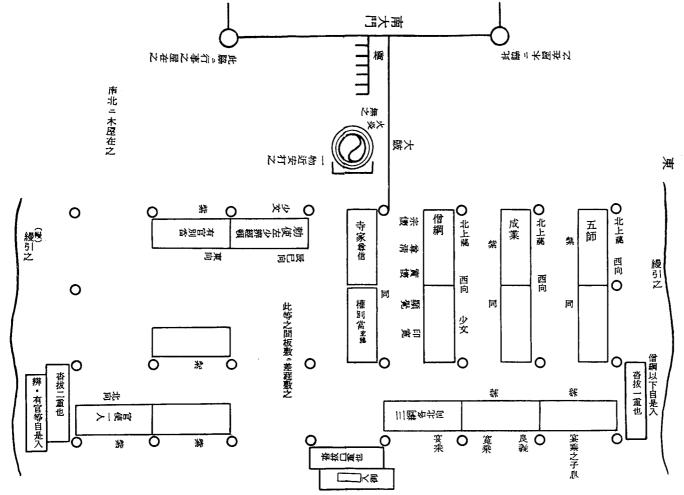


図12 『尾張国名所図絵』



321

Festival Decoration —Origin and Spread of Hitotsumono—

FUKUHARA Toshio

In some festivals, a child or doll called "Hitotsumono" passes in the procession. In folklore, this has been conventionally interpreted as Yorimashi or Yorishiro (an image into which the divine spirit enters). As against this, this paper reviews the Hitotsumono by investigating examples mainly in the Kinki and Kyûshû Districts. The Hitotsumono came into being in the late Heian Period in the festivals of the Kinai Region, when a horse driver (a child) was brought into the framework of then typical festival entertainments, such as Dengaku (ritual music and dancing performed in Shinto shrines and Buddhist temples), Ö-no-mai (King's Dance), Shishimai (ritual lion dance), Seinoo (Court dance performed at the Kasuga shrine), Mikokagura (shrine maidens' music and dancing), Sumô (wrestling), Kurabeuma (horse racing), and Yabusame (horseback archery). The Hitotsumono appeared in the festivals of shrines at Uji, Kasuga, Gion, Inari, Imamiya, and Hie. The Hitotsumono spread from these festivals in the Kinai Region in the early Middle Ages, to various parts of the country, as one of the entertainments for divine service connected with the Tendai-sect and Hie-Shrine, or as one of the entertainments for divine service connected with the Hachiman-Shrine Hôjôe (Buddhist ceremony in which captured animals and fish are released to fields, mountains, ponds or marshes). Many of the Hitotsumono, which became established in various areas, disappeared when the framework of the festivals of the Middle Ages and the Miyaza (local organizations for festivals) were dissolved, or changed in quality. The Hitotsumono was, originally, performed also by young people and adults, and its existence depended on unexpectedness and eye-catching ideas. However, in the repetition of the same acts in festivals, the Hitotsumono became stereotyped with no special art, and most of them lost popularity and disappeared. Only Hitotsumono which brought a child or a doll into the performance remained in existence. The Hitotsumono was originally a medium, so its participation in a parade had no religious meaning. In the Modern Age, folklorists came to consider it as an image into which the divine spirit enters. The interpretation of the essence of the Hitotsumono shifted from that of its original secular existence (a type of performance in the parade) to a sacred one (an image into which the divine spirit enters); the latter is the commonly accepted opinion at the present. The Hitotsumono already existed in festivals in the Heian Period, together with Mikoshi (portable shrines). From the theological viewpoint, the question is why a god should have to rest on a separate image, though the god passes to Otabisho (the resting place) by a portable shrine? "Hitotsu" of the Hitotsumono is not a cardinal number, but an ordinal number. It seems to have two meanings; the Hitotsumono passes by first, and it is the most conspicuous. The essence of the Hitotsumono is the elegance of the procession, the divine presence, the divine visit, or passage, or parade.





図15 『豊国祭礼図屛風』(豊国神社蔵)『近世初期風俗画』より複写





図16 『豊国祭礼図屛風』 (徳川黎明会蔵) 『近世初期風俗図』より複写